資料３－３

地区別バリアフリー基本構想
（JR/モノレール都賀地区）

骨子案

令和８年３月

千　葉　市

目　次（案）

第１章　地区別バリアフリー基本構想策定にあたって 1-1

１．１　基本構想策定の趣旨 1-1

１．２　基本構想の目標と位置づけ 1-2

（１）　目標 1-2

（２）　計画期間 1-3

（３）　位置づけ 1-3

１．３　検討の進め方 1-4

（１）　検討の流れ 1-4

（２）　検討組織や市民参加による活動等の目的と構成 1-5

（３）　市民参加による検討の概要 1-6

第２章　バリアフリー化に向けた基本的な方針 2-1

２．１　地区の現状と課題 2-1

（１）　地区の現状 2-1

（２）　課題 2-2

２．２　バリアフリー方針及び事業の目標年次 2-3

（１）　バリアフリー方針 2-3

（２）　事業の目標年次 2-3

第３章　重点整備地区の設定 3-1

３．１　重点整備地区の設定の考え方 3-1

３．２　重点整備地区の設定 3-3

３．３　生活関連施設・生活関連経路の設定 3-4

（１）　生活関連施設の設定 3-4

（２）　生活関連経路の設定 3-4

第４章　移動等円滑化に関する事項 4-1

４．１　重点整備地区におけるバリアフリー化の考え方 4-1

（１）　生活関連施設のバリアフリー化の推進 4-1

（２）　生活関連経路のバリアフリー化の推進 4-1

４．２　バリアフリー化に関する主な基準等 4-2

４．３　バリアフリー化に向けた配慮事項 4-4

（１）　公共交通のバリアフリー化 4-5

（２）　道路のバリアフリー化 4-8

（３）　建築物のバリアフリー化（駐車場を含む） 4-11

（４）　交通安全（信号機等）のバリアフリー化 4-19

第５章　JR/モノレール都賀地区における特定事業 5-1
５．１　公共交通特定事業 5-3
（１）　鉄軌道 5-3
（２）　バス 5-8
（３）　タクシー 5-11
５．２　道路特定事業 5-12
（１）　道路 5-12
５．３　建築物特定事業 5-10
（１）　公共施設 5-10
（２）　集会施設 5-16
（３）　福祉施設 5-17
（４）　保健施設・病院 5-19
（５）　文化・教養・教育施設 5-20
（６）　大規模店舗 5-22
５．４　交通安全特定事業 5-24
（１）　信号機等 5-24
５．５　教育啓発特定事業 5-25
５．６　その他事業 5-26

第６章　基本構想の実現に向けて 6-1
６．１　特定事業計画の作成 6-1
６．２　施設設置管理者間の連携 6-1
６．３　基本構想策定後の市民参加 6-1
６．４　基本構想の段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ） 6-2

参考資料
参考１　千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例 参考-
参考２　千葉市バリアフリー基本構想推進協議会　委員名簿 参考-
参考３　検討経緯 参考-
参考４　用語集 参考-

「地区別バリアフリー基本構想（JR/モノレール都賀地区）」の音声読み上げ用のテキストデータを提供しています。

右の QR コードを読み取ると、テキストデータを掲載しているページが表示されます。

QR コード

第１章　地区別バリアフリー基本構想策定にあたって

1.1　基本構想策定の趣旨

本市では、バリアフリー法の改正を踏まえ、市全域のバリアフリー化を促進するための「千葉市バリアフリーマスタープラン」（以下、バリアフリーマスタープラン）を令和３年３月に策定しました。

バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー化を促進していく地区（以下、促進地区）の設定にあたり、従前のバリアフリー基本構想における重点整備地区を基本とし、立地適正化計画※における都市機能誘導区域を含むエリアとして、22 の促進地区を設定しました。

バリアフリーマスタープランで定めた促進地区のうち、重点整備地区を設定し面的・一体的にバリアフリー化を推進するため、立地適正化計画における拠点の位置付け等の評価要件を踏まえ、令和３年度から順次、地区別バリアフリー基本構想を策定しています。

「ＪＲ蘇我地区」、「ＪＲ鎌取地区」、「ＪＲ/モノレール都賀地区」の３地区については、令和６年度から検討を始め、令和７年度に地区別バリアフリー基本構想を策定します。

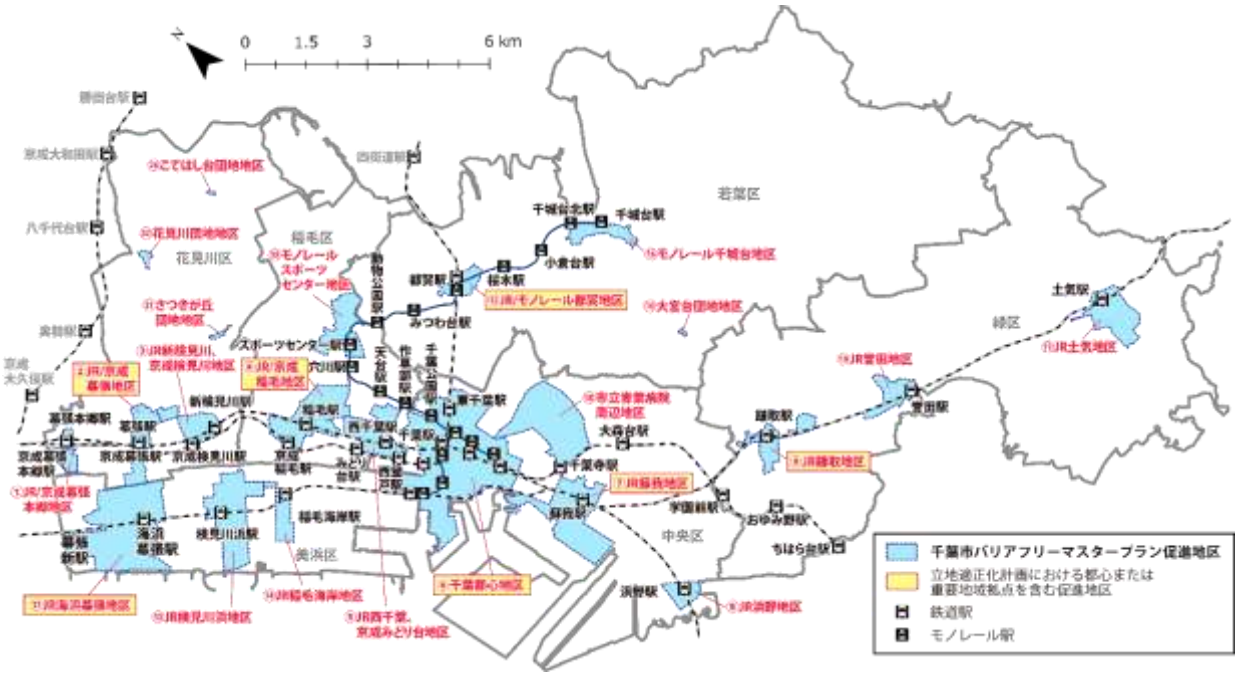

図１−１　千葉市バリアフリーマスタープランにおける促進地区

※「千葉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」、「千葉市都市計画マスタープラン」、及び「千葉市立地適正化計画」の３つの計画を一体化する見直しを行い、令和５年９月に「ちば・まち・ビジョン」を策定。

1.2 基本構想の目標と位置づけ

（1） 目標

バリアフリーマスタープランにおける「バリアフリー化の目標と基本的な方向」を踏まえ、本地区別バリアフリー基本構想における目標を以下のように設定します。

表1-1　バリアフリー化の目標と基本的な方向

1．安心して行動でき、いきいきとした社会参加ができる環境づくりを目指します。【社会参加への支援】
① 駅から主要な施設までの主要な経路など、まち中の連続的なバリアフリーネットワーク化を図ります。 ② 駅構内や駅前広場など、交通結節点でのバリアフリー化を進めます。 ③ 鉄軌道駅や乗合バス車両のバリアフリー化を促進します。 ④ 各種事業を整合させ、効率的なバリアフリー施策を実施します。
2．バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。【都市の魅力づくり】
① 建築物のバリアフリー化を積極的に進めます。 ② 高齢者、障害者等が日常生活や社会生活において利用する施設を広く面的に捉え、生活空間におけるバリアフリー化を進めます。 ③ バリアフリーを重視した都市居住を促進します。
3．やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。【心のバリアフリー、意識の向上】
① バリアフリー体験学習や職員研修、高齢者、障害者等との交流などを積極的に推進し、市民のバリアフリーに対する意識の向上を図ります。 ② 市民や関係者との協働により、障害への理解や配慮、手助け・声かけの動機づけとなるような取組みに努めていきます。 ③ 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル※」を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるよう、各施設設置管理者等におけるソフト対策や人的対応の充実を図ります。
4．連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。【市民との連携、市民参加】
① 高齢者、障害者等の社会参加と自立を支援するボランティアやNPO活動等の情報を一元的に提供するなど、市民の自発的・自主的な活動を支援します。 ② 市民や民間等との連携や協力のもと、民間建築物等のバリアフリー化を促進させます。 ③ 市民参画により計画段階から利用者意見を取り入れる機会を設け、利用者の意向を踏まえた安全・安心のまちの実現を目指します。
5．全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。【ユニバーサルデザイン】
① 高齢者や障害者だけでなく、全ての人のニーズに応え、使いやすい供用デザインの施設づくりを目指します。
6．都市景観の醸成と自然と共生する市街地環境づくりを目指します。【自然環境や都市景観との調和】
① 公園、広場、水辺空間等、自然環境とのふれあいの場のバリアフリー化を進めます。 ② 歩きやすく、自然にもやさしい透水性や保水性舗装を推進し、水循環やヒートアイランド現象の軽減等環境の負荷軽減も図ります。 ③ バリアフリーの整備と道路緑化や電線類の地中化など景観整備との調和を図り、都市景観の醸成を図ります。 ④ 景観や自然環境に配慮し、安全で快適な歩行環境の創出を図ります。
7．社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。【スパイラルアップ】
① 事業の進捗状況や社会背景の変化を踏まえ、さらに移動しやすく利用しやすいまちとなるよう、継続的な改善を図ります。

※障害の社会モデルとは、障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」であるという考え方。一方、個人モデルとは、障害を「個人側の機能障害の問題」として捉え、日常生活を送るために障害者個人が社会に合わせるという考え方。

（２） 計画期間

バリアフリーマスタープランは、令和３年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間を計画期間としています。これを踏まえ、本地区別バリアフリー基本構想における計画期間を令和８年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）とします。

（３） 位置づけ

地区別バリアフリー基本構想は、バリアフリーマスタープランに基づき、重点整備地区を設定し、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等について実施すべき特定事業を定めます。そして、地区別バリアフリー基本構想策定後、法に基づき特定事業計画を作成し、事業の推進を図ることを目指します。

また、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映し、福祉や交通、都市整備等に関する関連計画や施策と相互に連携を図ります。

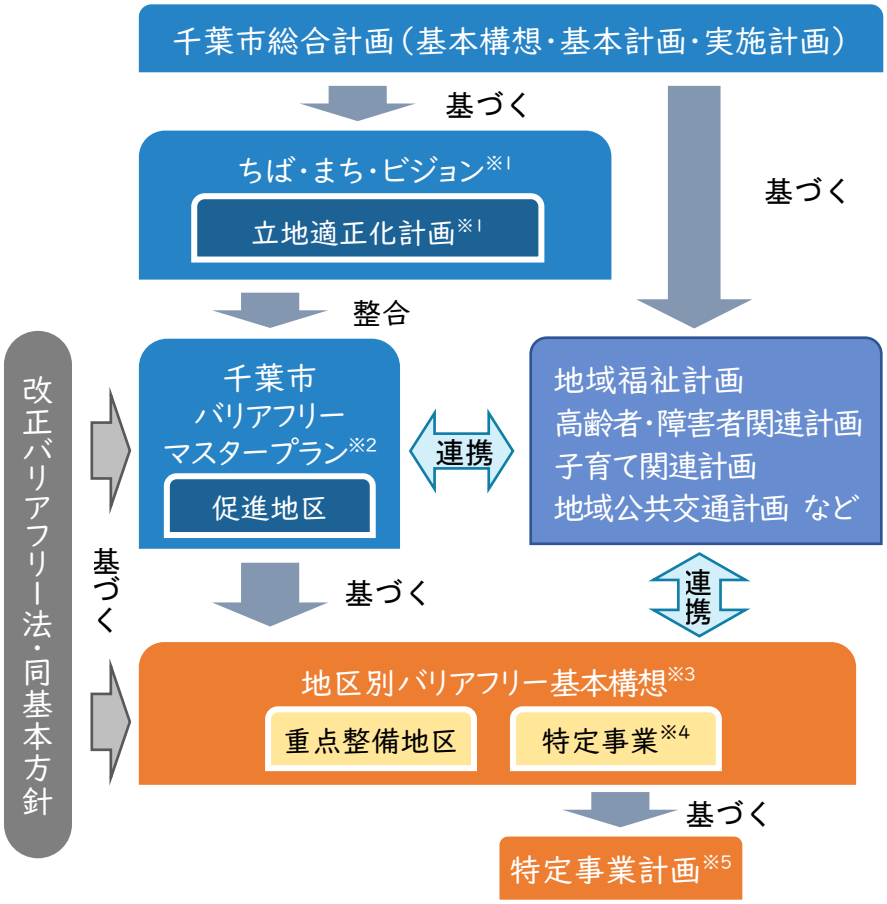

図 １－２　地区別バリアフリー基本構想の位置づけ

※１　「千葉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「千葉市都市計画マスタープラン」、及び「千葉市立地適正化計画」の３つを一体化する見直しを行い、令和５年９月に「ちば・まち・ビジョン」を策定。
※２　千葉市バリアフリーマスタープラン：改正バリアフリー法に基づき、バリアフリー化の促進を図るため、促進地区及び促進方針を定めるもの。
※３　地区別バリアフリー基本構想：重点整備地区を位置づけ、具体的な特定事業を定めるもの。
※４　特定事業：地区別バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両等のバリアフリー化を具体化するためのもの。
※５　特定事業計画：地区別バリアフリー基本構想で示した特定事業に基づき、各施設設置管理者等が作成する計画。

1.3 検討の進め方

（1） 検討の流れ

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、バリアフリーマスタープランでの検討内容や地区別バリアフリー方針を踏まえ、重点整備地区を設定し、地区の課題や考え方を整理しました。また、まち歩き点検や子育て世代アンケートにより得られた施設課題を踏まえた特定事業の設定を行います。

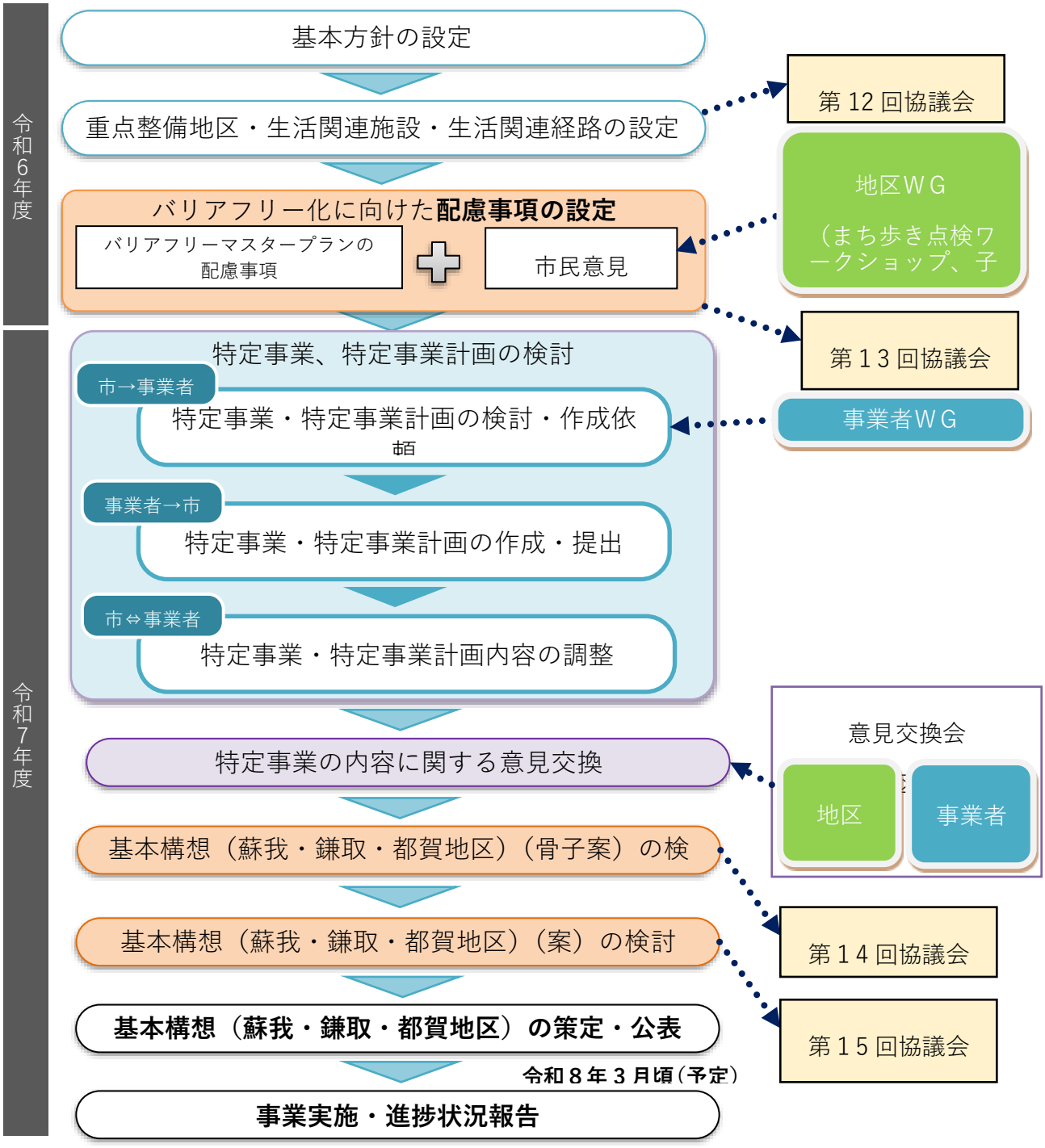

図1－3　検討フロー

（２） 検討組織や市民参加による活動等の目的と構成

本計画は、千葉市バリアフリーマスタープラン策定時に設置した、学識経験者を中心に、高齢者、障害者等の団体、公募市民、施設設置管理者等で構成する「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」（以下、「協議会」）にて、引き続き検討しました。

また、協議会を中心に、地区ワーキンググループ（以下、「地区 WG」）及び事業者ワーキンググループ（以下、「事業者 WG」）を設置し、意見の収集や特定事業の検討を行いました。

組織・活動	活動目的	参加者の構成
協議会	地区別バリアフリー基本構想を検討し、内容について承認を行う母体。法及び条例に基づいて設置する。	学識経験者・障害者団体・公募市民・施設設置管理者・関
庁内会議	協議会検討内容に関する事前調整・報告や、庁内で連携して取り組む施策に関する協議を行う。	都市整備・道路・交通・観光・公園・福祉系等の庁内担当所管
地区ＷＧ まち歩き点検 ワークショップ、 アンケート等	多様な主体の参画による現地確認・意見交換や子育て世代へのアンケート等を行い、バリアフリーに関する意識の共有や課題を抽出する。	学識経験者・障害者団体・子育て世代等 施設設置管理者等
事業者ＷＧ	市の取組みへの理解を促進するとともに特定事業の検討を依頼し、内容の調整を行う。	重点整備地区の生活関連施設・生活関連経路に設定された施設設置管理者
意見交換会	地区ＷＧ及び事業者ＷＧにより特定事業案等に関する意見交換を行い、相互理解の促進を図る。	地区ＷＧ及び事業者ＷＧの参加者

図１－４　検討組織・活動の概要

（３） 市民参加による検討の概要

１）まち歩き点検ワークショップ

① 開催の目的

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、「ＪＲ蘇我地区」、「ＪＲ鎌取地区」、「ＪＲ/モノレール都賀地区」の３地区の生活関連施設・生活関連経路にて、バリアフリーに関する意識の共有や具体的な課題を抽出するため、地区毎に「まち歩き点検ワークショップ」を以下のとおり開催しました。

図１－５　まち歩き点検ワークショップの様子

② 開催概要

まち歩き点検ワークショップは下表のとおり、生活関連施設・生活関連経路を対象に、施設設置管理者の協力のもと実施しました。

表 １－２　開催概要

日 時		令和６年 11 月 18 日（月）13 時～16 時 30 分
班分け		F 班
確認エリア		都賀駅周辺
点検施設	旅客施設	•JR/モノレール都賀駅
	道路	•都賀駅東口駅前広場 •都賀車坂通り •タウンライナーストリート　等
	公共施設	•若葉区役所
	集会施設	•都賀コミュニティセンター
	福祉施設	•都賀いきいきセンター
	保健施設・病院	
	文化・教養・教育施設	
	大規模店舗	
	都市公園	

③ 参加者

以下の団体から、計 13 名にご参加いただきました。

表 1-3　参加者の概要

所属団体名等	参加人数
千葉市身体障害者連合会（介助・手話通訳含む）	３名
老人クラブ連合会	１名
千葉市手をつなぐ育成会	１名
学識経験者	１名
関係行政機関	４名
事務局	３名
合計	１３名

④ 意見概要

まち歩き点検ワークショップでの主な意見は以下のとおりです。

表 1-4　意見概要

項目	意見概要（○：良い点　△：課題　□その他）
鉄軌道駅のバリアフリー	＜ＪＲ/モノレール都賀駅＞ ○ 有人改札口に耳マークの案内があり、筆談具がある。（モノレール）【改札口】 ○ JR の階段部の滑り止めが黄色になっており、色弱の方等への配慮がなされている。（JR）【上下移動】 △ 視覚障害者誘導用ブロックを頼りに歩く途中に障害物（柱、パイプ等）があって危険。（JR）【ホーム】
駅前広場のバリアフリー	＜都賀駅東口駅前広場＞ ○ 歩道から車道へゆるやかな坂になっていて、車椅子でも行ける。【障害者専用乗降場】 △ バス便数が少なく待ち時間が長いため、ベンチを増やしてほしい。なお、バスに並んでいる順番がわかるように工夫してほしい。【バス】
道路のバリアフリー	＜道路（タウンライナーストリート　等）＞ △ 植栽桝が一定間隔に設置されているため、歩道の有効幅員が狭いところがある。 △ 植栽されている樹木の枝が低いため、雨天時など傘を差しているとすれ違えない。
建築物・駐車場のバリアフリー	＜若葉区役所＞ △ 駐車場と施設出入口の高さに段差がないため、視覚障害者が駐車場に飛び出てしまう危険がある。【駐車場】 △ 視覚障害者誘導用ブロックが玄関から市民課窓口の受付の方に伸びているが、ベンチにぶつかって終わっているため、改善してほしい。【通路】 ＜都賀いきいきセンター・都賀コミュニティセンター＞ △ 視覚障害者誘導用ブロックの上に受付の案内板が置かれている。【受付】 △ 駐車場から出入口までに凹凸があるため歩きにくい。【駐車場】 △ 歩道から玄関出入口までの間に高低差があり、階段となっており、スロープもない。【出入口】
人的対応・心のバリアフリー	○ 総合受付にスタッフが 2 人いて、人的対応をしてもらえる。（若葉区役所） □ 男性用女性用トイレに異性の介助者が入ることに対する理解があると良いと思う。（JR/モノレール） △ 自転車の駐輪が多い。駐輪マナーは以前より改善されたが、まだ不十分だと思う。（駅前広場）

2）子育て世代へのアンケート調査

① 調査目的

都賀地区において、子育て世代の方々が抱えるバリアフリーに関する課題を把握するため、「都賀駅前・子育てリラックス館」の利用者を対象に、「子育て世代向けアンケート調査」を実施しました。

② 調査概要

よく利用する施設やバリアフリーの視点から感じる良い点・改善してほしい点、通園時の困りごとなど、バリアフリーに関する設問を８項目設定し、12 名（女性 11 名）にご回答いただきました。

③ 意見概要

子育て世代向けアンケートでご回答いただいた意見概要は以下の通りです。

ア. よく利用する施設

利用が最も多いのは JR 都賀駅であり、次いでモノレール都賀駅となっています。

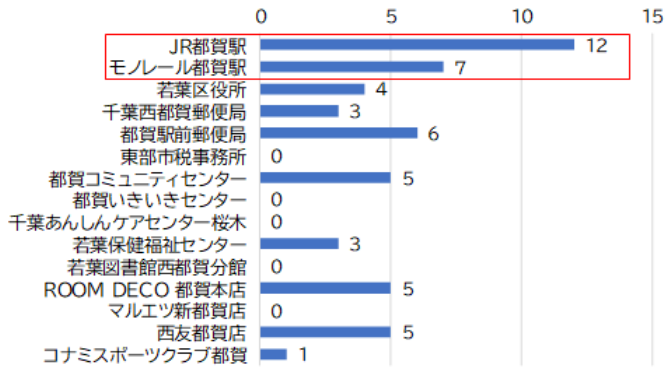

図 1-6 よく利用する施設

イ. 利用施設について感じる良い点、改善してほしい点

施設	良い点（○）・改善してほしい点（△）
ＪＲ／モノレール都賀駅	○ スロープがあるのがよい。 ○ モノレール都賀駅の改札入ったところの多目的トイレはベビーカーの子がいても使いやすい。 △ 都賀駅東口側の通路にエレベーターやエスカレーターがなく不便。 △ 駅のスロープが長すぎるし、坂がキツイ。 △ ベビーカーも通りやすい広い改札を作ってほしい。 △ 駅の中にもおむつ替え台が欲しい。 △ 自転車での通行禁止と書かれているにもかかわらず、自転車に乗っている人がいるため、ベビーカーですれ違うときに怖い思いをすることがある。
若葉区役所	○ トイレや授乳室もベビーカーで入りやすくてよい。
都賀コミュニティセンター	△ 授乳室がなくて困る。上の子の習い事で利用しているため、下の子はトイレで授乳した。
若葉保健福祉センター	○ 授乳室やオムツ交換台が１階にあり、個室で使いやすい。
若葉図書館西都賀分館	△ ２階に子どもの本があるがエレベーターもエスカレーターもなく、ベビーカーが使用できない。
ROOM DECO 都賀本店	○ ベビーカーでも入りやすい。 △ エレベーターがないので不便。 △ トイレがあるのは２階。トイレまでの道も狭くベビーカーでの移動が大変。また売り場から遠い。
マルエツ新都賀店	○ 通路が広くベビーカーでも買い物しやすい。 ○ ワンフロアで買い物が完結するので、ベビーカーで訪問するには１番不便がない。

施設	良い点（○）・改善してほしい点（△）
西友都賀店	○ お店も通路も広く、ベビーカーを動かしやすい。 ○ エレベーターもあるため移動しやすい。 ○ 多目的トイレもあるため子供を連れて行きやすい。 △ １階のオムツ交換台が女子トイレにしかないため主人がオムツ交換するときに困っていた。 △ エレベーターの場所が入り口から遠くベビーカーで移動しにくい。西友行く際に３階のセリアも利用するが、通路が狭くベビーカーでは買い物しにくい。
その他	△ 授乳室がある施設を駅周辺の施設で見たことがない。 △ 授乳室や子どもの遊び場をリストアップしたものがほしい。 △ リラックス館もすごく狭く、０歳～１歳まではいいが２歳以降は物足りなく、室内の遊び場がほしい。 △ スーパーに授乳室があるところはなく、また、フードコートもないので子連れは不便。また、子ども用トイレも設置していないし、児童館は駅前の小さなところしかないので、車を持っていない私は不便で仕方がない。 △ 子ども連れて公園に行くたびに管理が行き届いていなく、不快になる。（西友の隣の公園は時計の時間がずっと止まったまま。都賀西公園は水道が壊れたまま。都賀東公園は公園内禁煙の看板があるにも関わらず、タバコを吸っている人が何人もいる。）

ウ. 利用施設までの道路について感じる良い点、改善してほしい点

経路	良い点（○）・改善してほしい点（△）
都賀駅周辺	○ 都賀駅周辺は坂が少ないのが良い。 ○ 都賀駅を越えるのにエレベーターやスロープがあるので移動しやすい。 ○ モノレールの都賀駅から福太郎までの道路は広く凹凸も少ないためベビーカーで通りやすい。 △ 駅前のベンチでお酒を飲んだりタバコを吸ったりしている人がいて、道が狭くなりベビーカーでは横を通りづらいと感じることがあるので、規制してほしい。 △ 都賀駅の東口側は比較的平坦ではあるが、ガタガタしているところも多く、ベビーカーの振動が気になる。
都賀駅～ 西友都賀店	△ 坂が大変。 △ 坂道の歩道が狭い。 △ 歩道がすぐ途切れるため凹凸が多く、ベビーカーで移動しにくい。
しまむら周辺	△ しまむら前の歩道が傾斜していてベビーカーを押しづらい。 △ しまむらからケンタッキーまでの横断歩道は車のスピードが早く、歩行者が通れない。 △ しまむらから都賀保育園まで裏道を通る車のスピードが早く危ない。
都賀駅～ 都賀コミュニティセンター～ 若葉区役所～ 桜木駅	○ 都賀駅から都賀コミュニティセンターまでは歩道があるため、子どもと手を繋いだりベビーカーを押したりしながら歩きやすい。 △ 都賀駅から若葉区役所までは歩道が凸凹していてベビーカーを押しづらい。道路が鳥の糞で汚く、皆が避けるため結果的に歩道が狭く感じる。 △ 都賀駅からモノレール桜木駅にかけて歩道に自転車が多く、スピードもだしているため、ベビーカーだと危ない。子どもを歩かせるのも危ない。

経路	良い点（○）・改善してほしい点（△）
その他	△ 全体的に道が狭く、子どもと並んで歩きやすい道路がない。 △ 道が凸凹していて、ベビーカーで走りにくいところが多い。 △ 路上でタバコを吸う人も多く、ゴミも落ちている。 △ 自転車の道を別に設けた方がよい。自転車がスピード出しすぎていて怖い。

エ. 通園の移動中の困りごと

施設	良い点（○）・改善してほしい点（△）
徒歩通園 について	• 都賀保育園やせいわ保育園の前は大通りを通らず信号なしの裏道を利用する人が多いが、スピードを出したり一時停止をしない車が多く、正直危険。 • 都賀駅から役所前の通りを通る自転車が歩道でスピードを出すので危ない。ベビーカーに何度もぶつかりそうになったり、実際に接触され逃げられたこともある。 • ベビーカーで移動したいが道が狭く、走りにくいところが多い。 • 今は３歳児を自転車で送迎しているが、４月からは７ヶ月になる下の子も一緒に送迎するため徒歩になる。その際、下の子はベビーカーで上の子は手をつなぐが歩道がない道路で危険を感じる。久野ピーナッツ辺りから千葉聖心保育園に向かう道。
自転車通園 について	• 横断歩道の信号が変わるまで待つところが狭く、危険な箇所がある。
バス通園 について	• バスを利用したいが、混んでいるため雨の日は困っている。

オ. 自由意見

施設	自由意見
道路	• ベビーカーでの移動の際、とにかく歩道のガタガタが気になる。もう少しフラットになると嬉しい。 • 狭い歩道の中に電信柱などが建っていてベビーカーで歩きにくいところもあり、子を乗せている自転車だと尚怖い。
建築物	• ベビーカーで移動したいが、駅前の八百屋、魚屋など売り場が狭い。スーパーは授乳室がないし子どもがいるがフードコートもないので愚図ると大変だから都賀駅付近では買い物はしていない。全てネットで購入するか、千葉駅や四街道駅に行き利用している。正直、都賀駅付近は何もメリットがない。 • 初めて行くような商業施設ではトイレの場所が分かりにくかったりエレベーターの場所を探して歩き回ったり、せっかく辿り着いたトイレにオムツ台がないことや、女子トイレがとても混んでいる(子供用トイレがいろんなところにあればいいのにな)、おむつ台も取り付けている向き的にとても変えづらい、など大変に思う時期としては短いのかもしれないが、いちばん手がかかる時期に困ることが多い。
上下移動設備	• 駅にスロープしかないのが本当に不便。 • 駅にエスカレーターが必要。エレベーターは遠いし、混む。
バス	• 千葉内陸バスをよく利用するが、ベビーカーで乗りやすくしてほしい。運転手さんは皆さん親切。
その他	• 子が重くなってくると段差がスムーズに上がらなくてちょっとの段差で前につまずき、ベビーカーごと前転しそうになったこともある。

３）事業者ＷＧ（説明会）

① 開催の目的

施設設置管理者を対象として、市の取組みの情報共有に加え、特定事業及び特定事業計画等の作成依頼のための説明会を開催しました。

② 開催概要

意見交換会を以下のとおり実施しました。

日時	令和 7 年 5 月 20 日（火）　10 時 00 分～12 時 00 分
開催場所	千葉市役所 高層棟２階　XL 会議室 203
開催方法	対面及びオンラインのハイブリッド形式

③ 参加者

「ＪＲ蘇我地区」、「ＪＲ鎌取地区」、「ＪＲ/モノレール都賀地区」の３地区合同で、以下の施設等から計 55 名にご参加いただきました。

表 1－5　参加者の概要

施設等	参加者
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	2 名
千葉都市モノレール株式会社	1 名
千葉南公共職業安定所	1 名
千葉県警察	1 名
郵便局（千葉今井郵便局/千葉宮崎郵便局/千葉宮崎郵便局/千葉西都賀郵便局/都賀駅前郵便局）	5 名
蘇我駅前連絡所	1 名
緑区役所	1 名
緑市税出張所	1 名
若葉区役所	1 名
東部市税事務所	1 名
宮崎公民館	2 名
蘇我コミュニティセンター	1 名
鎌取コミュニティセンター	2 名
都賀コミュニティセンター	2 名
蘇我いきいきセンター	2 名
千葉市あんしんケアセンター鎌取	2 名
千葉メディカルセンター	3 名
国立病院機構下総精神医療センター	1 名
緑保健福祉センター	1 名
若葉保健福祉センター	1 名
県立千葉聾学校	1 名

施設等	参加者
蘇我小学校	1名
宮崎小学校	1名
フクダ電子アリーナ	1名
緑図書館	1名
若葉図書館西都賀分館	2名
GLBO（グローボ）	1名
ケーズデンキ　ハーバーシティ蘇我店	1名
アリオ蘇我	1名
ホームズ蘇我店	1名
フェスティバルウォーク蘇我	1名
ベイフロント蘇我	1名
イオンスタイル鎌取	1名
しまむら都賀店	1名
西友都賀店	1名
コナミスポーツクラブ都賀	1名
アーバンホテル三幸	1名
ホテルマイステイズ蘇我	1名
千葉市蘇我スポーツ公園	1名
有吉貝塚公園	1名
道路	1名
タクシー（千葉県タクシー協会）	1名
合計	55名

４）合同意見交換会

① 開催の目的

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、地区WGで実施した「まち歩き点検ワークショップ」での意見を踏まえ、事業者WGの各施設設置管理者等に特定事業として掲載する対応方針を検討いただき、その内容についての意見交換を行い、相互理解の促進を図りました。

図１-7 意見交換会の様子

② 開催概要

地区WG・事業者WGの合同意見交換会を以下のとおり実施しました。

日時	令和 7 年 10 月 2 日（木） 10 時 00 分～12 時 00 分
開催場所	千葉市役所 2 階 XL 会議室 202、203
開催方法	対面及びオンラインのハイブリッド形式

③ 参加者

「ＪＲ蘇我地区」、「ＪＲ鎌取地区」、「ＪＲ/モノレール都賀地区」の３地区合同で、地区WG・事業者WGの合同意見交換会を以下のとおり実施しました。

表 １-6 地区WGからの参加者

団体名	参加者
千葉市身体障害者連合会	7 名
千葉市手をつなぐ育成会	3 名
特定非営利活動法人千家連	2 名
合計	12 名

表 １-7 事業者WGからの参加者

施設名・団体名等	参加者
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	2 名
千葉都市モノレール株式会社	1 名
千葉県タクシー協会千葉支部	1 名

施設名・団体名等	参加者
京成バス	1名
京成バス千葉イースト	1名
小湊鉄道	1名
道路	2名
蘇我駅前連絡所	1名
郵便局（千葉今井/千葉宮崎/千葉緑/千葉西都賀/都賀駅前）	6名
緑区役所	4名
若葉区役所	2名
東部市税事務所	1名
宮崎公民館	1名
蘇我いきいきセンター／都賀いきいきセンター	2名
蘇我コミュニティセンター	1名
鎌取コミュニティセンター	1名
都賀コミュニティセンター	2名
千葉市あんしんケアセンター桜木	2名
緑保健福祉センター	1名
若葉保健福祉センター	1名
県立千葉聾学校	1名
蘇我小学校	1名
宮崎小学校	1名
若葉図書館西都賀分館	2名
GLOBO（グローボ）	2名
ケーズデンキ ハーバーシティ蘇我店	1名
フェスティバルウォーク蘇我	1名
ベイフロント蘇我	1名
フクダ電子アリーナ／千葉市蘇我スポーツ公園	2名
有吉貝塚公園	2名
合計	48名

表 1-8 オブザーバー参加者

団体名	参加者
学識経験者	2名
千葉市バリアフリー基本構想推進協議会 公募委員	3名
学生	8名
合計	13名

※参加者数について、基本構想（案）で変更となる可能性がございます。

④ 意見概要

意見交換会での主な意見は以下のとおりです。

表 1-9 主な意見概要

項目			主な意見概要
公共交通	鉄道駅	意見	① 今後、ホームドアを設置するときに、できれば改札などで、自動音声で構わないので、「いつから工事が始まって、ここのホームは危険です」という案内放送を充実させていただきたい。（JR 蘇我駅） ② ホームと電車との段差というのがずっと解消されない。これはバリアフリーにはあたらないのか。そして、ずっと計画には挙げられないのか。（JR 鎌取駅）
		回答	① 特定事業として位置づけを検討する。 ② 関係部署と調整して、今後の対応を検討する。
道路	駅前広場	意見	① JR 蘇我駅の海側のロータリーの階段は、溝が二つくらいあるだけなので雨が降ると本当に滑りやすい。いつも注意しながら通っているので、何か滑りにくいものがあると嬉しい。
		回答	① JR 蘇我駅の海側の階段には滑り止めの対応として溝が数本あるが、さらに効果を発揮するよう、段鼻の黄色部分の改修と併せて、滑りにくいものを設置することを検討する。
	スロープ	意見	② 緑区役所もしくは鎌取コミュニティセンターに、スロープがある。そのスロープを車椅子で上ってみたところ上っていけない。勾配のせいもあるし、スロープが長くて途中で踊り場もない。これから改修される場合は、その辺も考慮して改修するとよいと思う。
		回答	②当時の基準の傾斜角度でつくっていると思うが、スロープの傾斜改善となるとどうしても距離が延びるので、改善するには大規模な改修が必要になる。大規模な改修の時期に確認・点検し、改善していくように考えている。 ※該当箇所が不明であり、道路構造物か建築物か判断がつかなかったが、当日は、道路構造物として土木保全課より回答した。
都市公園	トイレ	意見	① フクダ電子アリーナに行くところのトイレだが、表示が劣化していたが、点検してから１年経っているが、今どうなっているのか。
		回答	① 昨年 11 月にまち歩き点検でご意見をいただき、その後すぐに再塗装を行い、はっきり見えるかたちに修理している。
建築物	トイレ	意見	① セクシュアルマイノリティへの配慮不足や、寝たきりの車椅子利用者のオムツ交換場所の欠如など、公共施設の環境整備が遅れている。特にオムツ交換台の予算不足で設置が見送られる事例があり、多目的トイレが誰もが使いやすくなるよう、事業に取り入れてほしい。
		回答	①今後どのようなものがよいかご意見をいただきながら検討していきたい。
教育啓発	ＷＥＢアクセシビリティ	意見	① 視覚障害者は、ショッピングセンターなどのウェブサイトのフロア案内で、文字説明のない画像のみが表示されるというアクセシビリティの問題に遭遇している。文字説明がなく画像内容が理解できないため、ホームページ作成担当者や制作会社は、ウェブアクセシビリティ指針に基づき、視覚障害者にも分かりやすい表示となるよう工夫してほしい。
		回答	① 今回参加の事業者において、改善できるようであれば検討いただきたい。また、市のホームページついては、職員が担当で作成することが多いが、個々の職員も留意していきたい。

※意見概要は、蘇我地区・鎌取地区・都賀地区の生活関連施設全てに該当するものではありません。

第２章　バリアフリー化に向けた基本的な方針

2.1 地区の現状と課題

（1） 地区の現状

面積（重点整備地区）	
旅客施設乗降客数	
バス便数	調整中
生活関連施設数	
生活関連経路延長	
500m 圏人口	
500m 圏高齢者数	
500m圏高齢化率	

JR/モノレール都賀地区は、駅から半径１㎞圏内に若葉区役所や若葉保健福祉センター等の公共施設が集積しています。駅周辺の主な土地利用は住宅であり、駅の南東側を中心に都市機能誘導区域が設定されています。

促進地区は概ね駅から半径 500m 圏内を中心に、コンパクトに設定されています。

半径１㎞圏には、若葉区役所や都賀いきいきセンター、都賀コニュニティセンター等、日常的に利用される施設が集積しています。

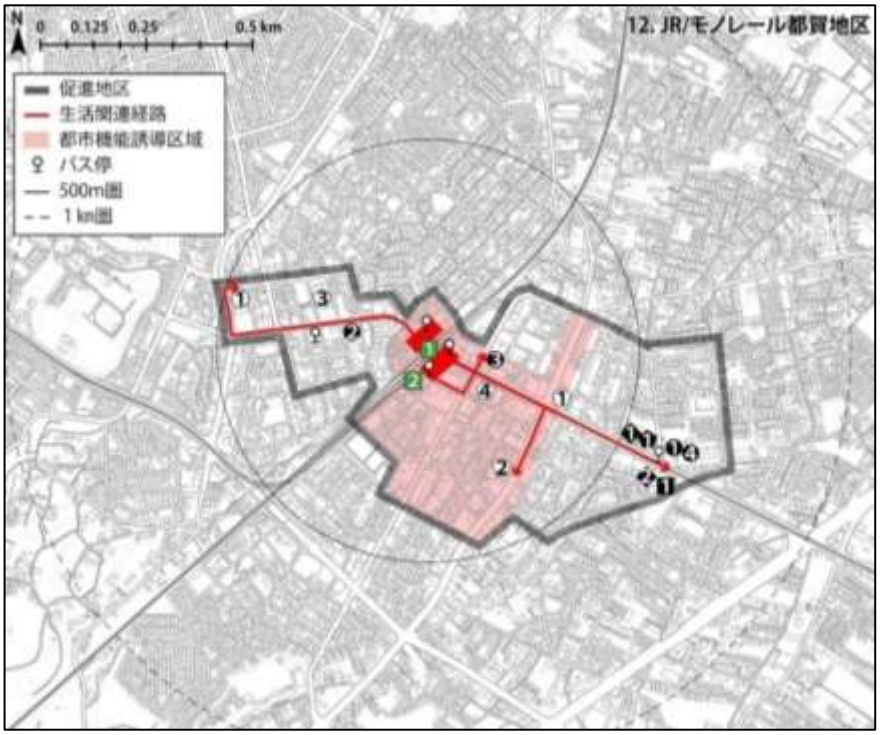

図　2－1　JR/モノレール都賀地区の施設立地状況
（バリアフリーマスタープランより）

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR 都賀駅
	2	モノレール都賀駅
公共施設	❶	若葉区役所　※1
	❷	千葉西都賀郵便局
	❸	都賀駅前郵便局
	❹	東部市税事務所　※1
集会施設	❶	都賀コミュニティセンター　※2
福祉施設	❶	都賀いきいきセンター　※2

種別	番号	施設名称
福祉施設	❷	千葉市あんしんケアセンター桜木
保健施設・病院	1	若葉保健福祉センター
文化・教養・教育施設	①	若葉図書館西都賀分館
大規模店舗	①	しまむら都賀店
	②	マルエツ新都賀店
	③	西友都賀店
	④	コナミスポーツクラブ都賀

※は同一建築物内

（２） 課題

駅や道路、主な公共施設は基本的にバリアフリー化され、連続して視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていますが、歩道の有効幅員が植栽桝により狭くなっている箇所や、駅周辺では路上駐輪が多く、移動の妨げとなっています。

また、バス停にわかりやすい行先案内やベンチの設置が求められています。

2.2 バリアフリー方針及び事業の目標年次

（1） バリアフリー方針

バリアフリーマスタープランで設定した都賀地区におけるバリアフリー方針を踏まえ、都賀地区におけるバリアフリー方針は以下のとおりとします。

- **駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。**
- **駅前広場の利便性を向上します。**

（2） 事業の目標年次

本地区別バリアフリー基本構想の計画期間が令和 12 年度（2030 年度）であることを踏まえ、特定事業等の事業期間を、バリアフリーマスタープランの完了年次までの期間を短中期とし、各期間の終了時期を目標として特定事業等の推進を図ります。

なお、計画期間以降に実施する事業については、地区別バリアフリー基本構想改定の際に課題として引き継がれるよう、長期として設定します。

短中期 ： 令和 8 年度～令和 12 年度（2026 年度～2030 年度）
長　期 ： 令和 13 年度（2031 年度）以降

第３章　重点整備地区の設定

3.1 重点整備地区の設定の考え方

バリアフリーマスタープランでは、重点整備地区の設定について、立地適正化計画との整合を図り、都心、重要地域拠点に位置づけられている地区については、評価要件（①旅客施設の乗降客数、②生活関連施設の立地数、③人口）に基づく優先度等を踏まえた上で、重点整備地区を選定することとしています。

重点整備地区の設定にあたっては、下図の重点整備地区設定のパターンを踏まえて、ＪＲ/モノレール都賀地区の生活関連施設の立地特性などを考慮して検討します。

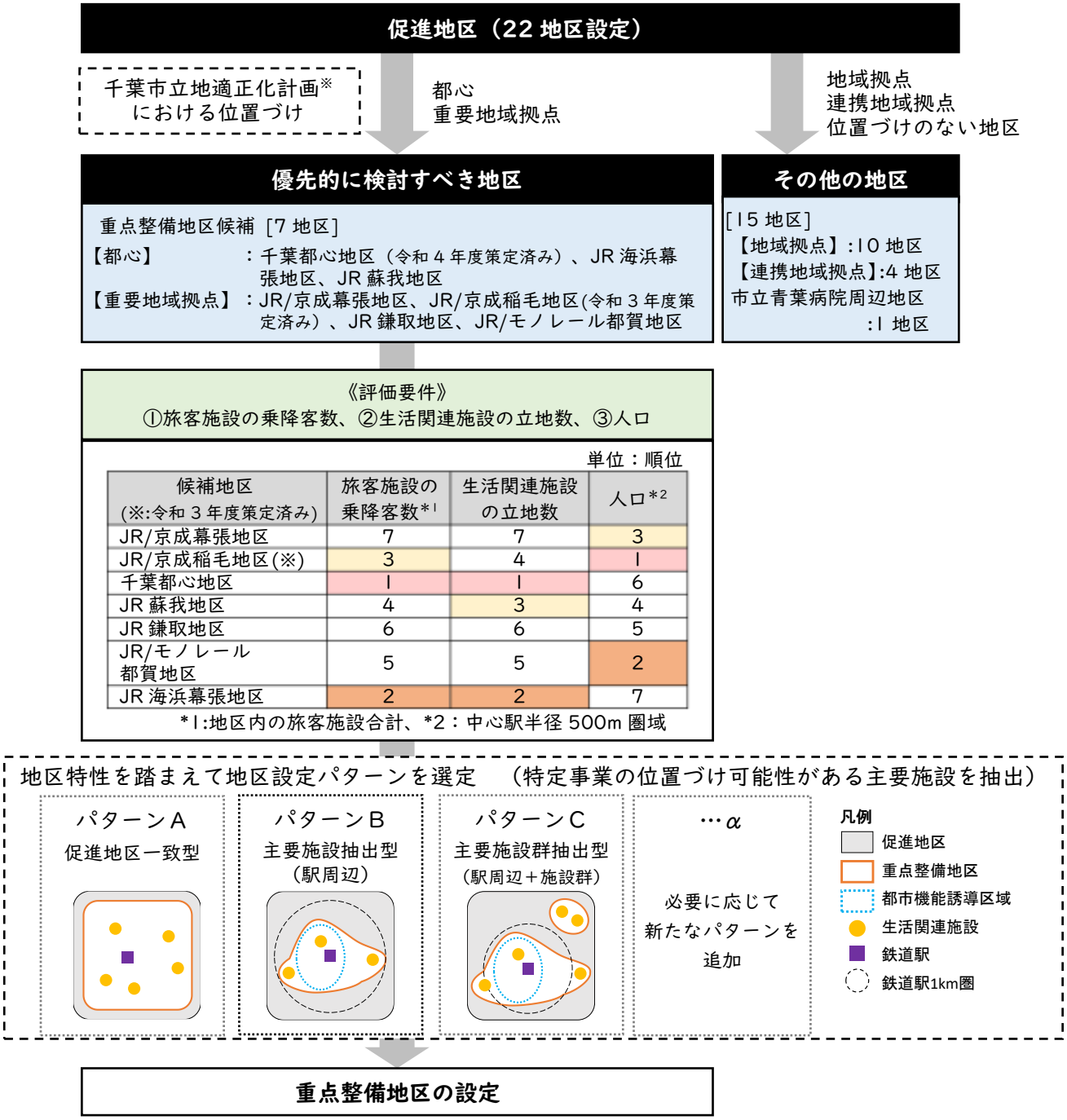

図　3-1　重点整備地区設定の考え方フロー重点整備地区の設定

重点整備地区の設定パターンを以下に示します。

パターン A は、促進地区全域を重点整備地区とするもので、小規模な地区、又は重点整備地区の範囲を狭める必要のない地区に適しています。パターン B は、都市機能誘導区域に鉄軌道駅半径 1 ㎞圏内の生活関連施設を含む範囲を加えたもので、生活関連施設数の立地状況に応じて、促進地区よりも小範囲の抽出が必要な場合に適しています。パターン C は、パターンＢの範囲に鉄軌道駅半径 1 ㎞圏外の施設集積エリアを加えたもので、鉄道駅 1㎞ 圏外に主要施設が集積している場合に適しています。なお、地区特性を考慮した結果、いずれのパターンにも適さない場合には、パターンαとして、地区独自の新たなパターンを設定します。

表 3-1　地区設定パターンの考え方

			パターンA	パターンB	パターンC	パターンα
			促進地区一致型	主要施設抽出型 （駅周辺）	主要施設群抽出型 （駅周辺＋施設群）	独自型
設定の考え方	重点整備地区		促進地区全域	都市機能誘導区域 ＋鉄軌道駅半径 1㎞ 圏内の生活関連施設を含む範囲	Ｂの範囲＋鉄軌道駅半径 1㎞ 圏外の施設集積エリア	必要に応じて新たなパターンを追加
	生活関連施設	起点鉄軌道駅	乗降客数 2,000 人以上			
		抽出範囲	・促進地区全域	・都市機能誘導区域 ・鉄軌道駅半径 1㎞ 圏内	・都市機能誘導区域 ・鉄軌道駅半径 1㎞ 圏内 ＋圏外の施設集積エリア	
	生活関連経路		重点整備地区内で、生活関連施設間を結ぶ経路			
	イメージ		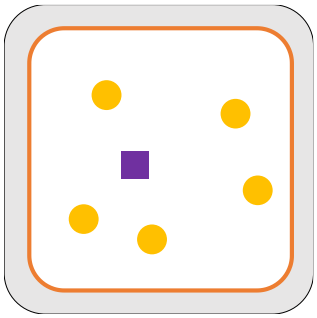	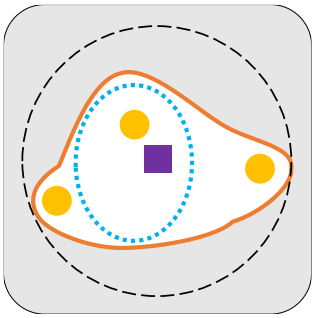	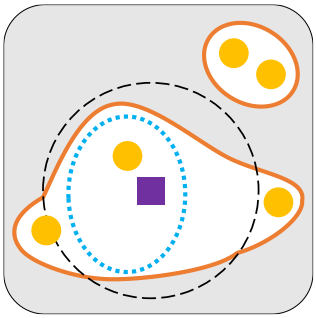	
メリット			・小規模な地区かつ促進地区≒都市機能誘導区域で妥当な範囲 ・新たな範囲設定が不要	①鉄軌道駅半径 1㎞ 圏域付近の主要な施設も事業の位置づけが可能 ②生活関連施設の配置状況に応じた面的、一体的なバリアフリー整備の現実的な範囲	①同左 ②同左 ③鉄軌道駅半径 1㎞ 圏外の主要施設も漏れなく事業の位置づけ可能	
デメリット			・大規模な地区では、地区範囲が広く重点的な整備が困難となる恐れあり	①都市機能誘導区域の範囲によっては、地区範囲が広くなり重点的な整備が困難となる恐れあり ②重点整備地区の区域設定について、その考えを新たに整理する必要あり		

3.2 重点整備地区の設定

ＪＲ/モノレール都賀地区の立地特性を踏まえて検討した結果、以下の評価となり、「パターンＡ：促進地区一致型」が適切であると考えられます。よって、パターン A の設定の考え方に従って、地区設定を行います。

表 3-2 地区設定の考え方及びＪＲ蘇我地区の評価

地区設定パターン		パターンＡ 促進地区一致型	パターンＢ 主要施設抽出型（駅周辺）	パターンＣ 主要施設群抽出型 （駅周辺＋施設群）
設定の考え方	重点整備地区	促進地区全域	都市機能誘導区域 ＋鉄軌道駅半径 1km 圏内の生活関連施設を含む範囲	Ｂの範囲＋鉄軌道駅半径 1km 圏外の施設集積エリア
	生活関連施設	（ア） マスタープランで指定した生活関連施設 （イ） 重点整備地区内に立地する公立小中学校 （ア） 再開発事業等、特に連携してバリアフリーのまちづくりの充実が図られる施設	（ア） 概ね半径 1km 圏内に立地するマスタープランで指定した生活関連施設 （イ） 左同 （ウ） 左同	（ア） 概ね半径 1km 圏内に立地するマスタープランで指定した生活関連施設＋半径 1km 圏外に立地するマスタープランで指定した生活関連施設群 （イ） 左同 （ウ） 左同
	生活関連経路	生活関連施設を結ぶ経路	左同	左同
評価		鉄道駅から 1km 以上離れた臨海部にも、広域からの利用が見込まれる大規模店舗やスポーツ施設が立地している。それらの施設は鉄道駅から循環バスによるアクセス性が確保されており、不特定多数の利用が見込まれる。したがって、促進地区の全範囲を含めることが効果的である。	促進地区の指定面積、生活関連施設数が小規模であり、促進地区全域を重点整備地区に指定することが効果的である。	促進地区が小規模であるため、さらに範囲を限定する必要性は低い。
		○	○	△

ＪＲ/モノレール都賀地区においては、前頁の地区設定の考え方に基づき重点整備地区を設定します。

・バリアフリーマスタープランにおける促進地区全域を重点整備地区とする。

3.3 生活関連施設・生活関連経路の設定

以下の考え方に基づき生活関連施設・生活関連経路を設定します。

（1） 生活関連施設の設定

バリアフリーマスタープランの生活関連施設を基本に、不特定多数の高齢者・障害者等の利用が考えられる施設を生活関連施設として設定します。

生活関連施設の設定の考え方は以下のとおりです。

・促進地区内の生活関連施設を対象とする。

（2） 生活関連経路の設定

バリアフリーマスタープランで定めた生活関連経路を基本とし、重点整備地区における生活関連施設間を結ぶ経路を設定します。なお、新たに追加する生活関連施設への経路は、原則として既存経路から分岐させて設定します。

生活関連経路の設定の考え方は以下のとおりです。

・地区の幹線的な道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路。
・生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路。

表 3-3　ＪＲ/モノレール都賀地区における生活関連施設の抽出ルール

施設種別		生活関連施設	抽出ルール	
			半径 500m 圏内	半径 500～1km 圏内
1	旅客施設	鉄軌道駅（乗降客数 2,000 人以上）	○	○
		旅客船ターミナル	○	○
2	公共施設（公益施設）	市役所、区役所、市民センター等	○	○
		連絡所	○	×
		県庁	○	○
		警察署	○	×
		運転免許センター	○	○
		法務局	○	×
		税務署	○	×
		県税事務所	○	×
		公共職業安定所（ハローワーク）	○	×
		年金事務所	○	×
		郵便局	○	○※
3	集会施設	コミュニティセンター、勤労市民プラザ、公民館	○	×
		市民会館	○	○
4	福祉施設	高齢者施設（地域安心ケアセンター、いきいきセンター・プラザ）	○	×
		障害者施設（障害者福祉センター、養護教育センター）	○	×
		障害者施設（療育センター）	○	○
		子育て支援施設（地域子育て支援センター）	○	×
		社会福祉協議会	○	×
5	保健施設・病院	保健所、保健福祉センター	○	○
		病院（病床数 20 床以上）	○	×
		総合病院（病床数 100 床以上）	○	○
6	文化・教養・教育施設	生涯学習センター、青少年センター、文化会館（センター・プラザ・ホール）、科学館、スポーツ施設	○	×
		図書館、博物館、美術館	○	×
		大学	○	×
		特別支援学校	○	×
		公立小中学校	○	○
7	大規模店舗	大規模小売店舗（2,000 ㎡以上）	○	×
		大規模集客施設（10,000 ㎡超）	○	×
8	宿泊施設	客室数 50 以上のホテル又は旅館	○	×
9	都市公園	地区公園	○	×
		都市基幹公園、大規模公園、特殊公園	○	○
10	駐車場	路外駐車場（公共）	○	×
11	―	上記の生活関連施設に合致する従前の基本構想の目的施設	○	○
12		上記の生活関連施設のうち、生活関連経路に出入口を接する施設	○	○

○：対象　　×：対象外　　※ゆうゆう窓口有

【重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路】

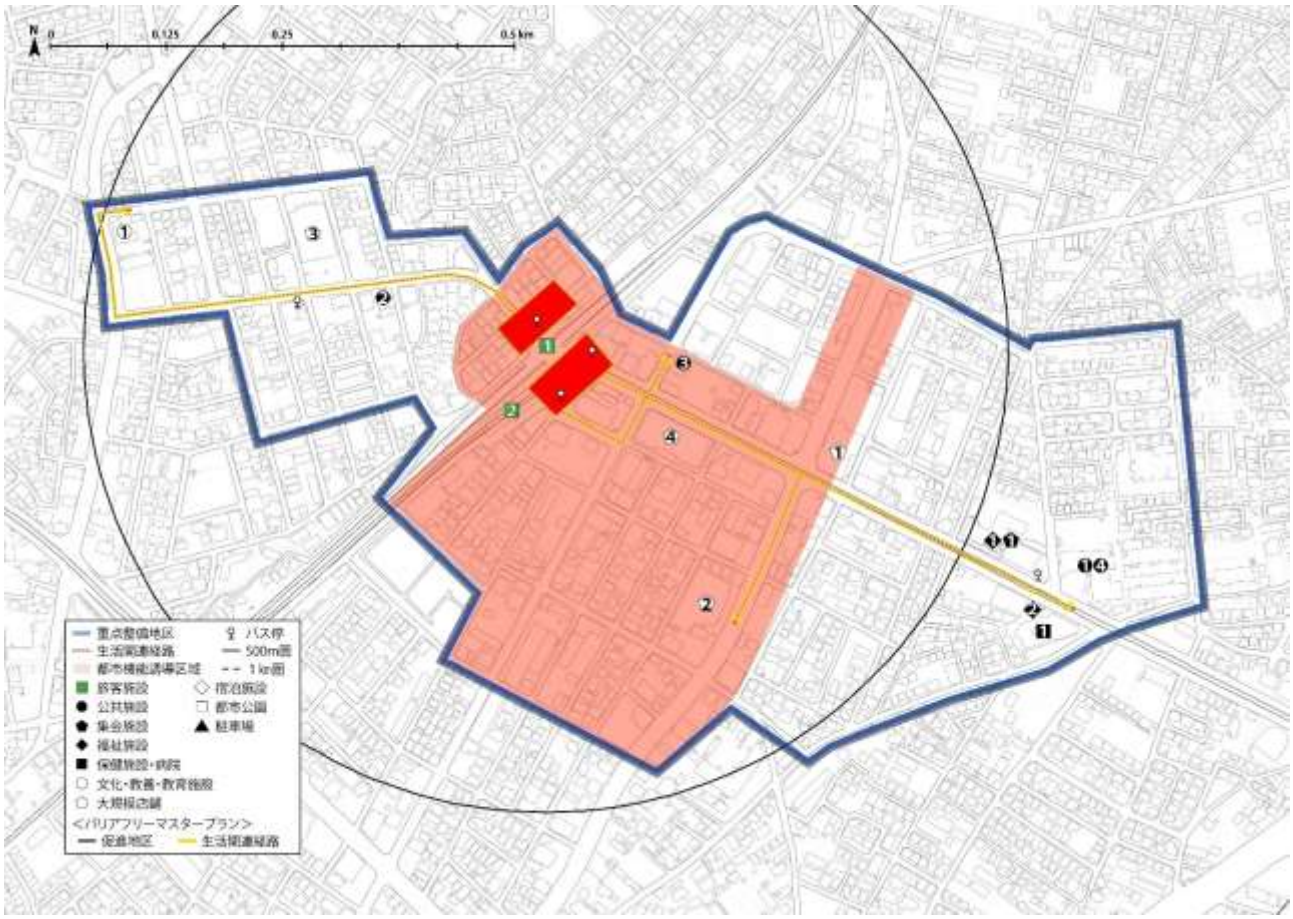

表 3-4　ＪＲ/モノレール都賀地区における生活関連施設一覧

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR 都賀駅
	2	モノレール都賀駅
公共施設	❶	若葉区役所 ※1
	❷	千葉西都賀郵便局
	❸	都賀駅前郵便局
	❹	東部市税事務所 ※1
集会施設	❶	都賀コミュニティセンター ※2
福祉施設	❶	都賀いきいきセンター ※2
	❷	千葉市あんしんケアセンター桜木

種別	番号	施設名称
福祉施設	❶	都賀いきいきセンター ※2
	❷	千葉市あんしんケアセンター桜木
保健施設･病院	1	若葉保健福祉センター
文化･教養･教育施設	①	若葉図書館西都賀分館
大規模店舗	①	しまむら都賀店
	②	マルエツ新都賀店
	③	西友都賀店
全 14 施設		

凡例　□：マスターブランで定める生活関連施設に変更を加えた施設
※　：同一建物内

バリアフリーマスタープランにおいて生活関連施設に位置付けていた「ROOM DECO 都賀本店」が閉業したため、同一建物内の「しまむら都賀店」に位置づけを変更します。

第４章　移動等円滑化に関する事項

４.１　重点整備地区におけるバリアフリー化の考え方

重点整備地区におけるバリアフリー化の推進にあたり、『バリアフリー化に関する基準等』、『バリアフリー化に向けた配慮事項』、『バリアフリー方針』を考慮した上で、地区別バリアフリー基本構想において特定事業等を定めます。地区別バリアフリー基本構想策定後、各施設設置管理者等が作成した特定事業計画に基づき、事業を執り行うことで、地区内の連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。

図 0-１　重点整備地区におけるバリアフリー化推進の考え方

また、地区別バリアフリー基本構想の趣旨や、市民・事業者の役割等について、理解を深めてもらうための啓発・広報の機会を設けていくとともに、市民参加の機会を探りながらバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。

（１）生活関連施設のバリアフリー化の推進

鉄軌道の旅客施設については、エレベーターやバリアフリートイレの設置など、おおむねバリアフリー化が図られていますが、ホームドアの設置や、視覚障害者や聴覚障害者向けの案内など、より高水準のバリアフリー化が求められています。

建築物については、築年数やバリアフリー状況がそれぞれ異なり、各施設の状況に応じて可能な対策を図ることが求められています。特にハード整備が難しい建築物においては、案内サインや人的対応の充実などでカバーしていくことが重要です。

都市公園は、園路の視覚障害者誘導用ブロックの維持管理や、トイレの案内のわかりやすさなどが課題となっています。

これらの生活関連施設のバリアフリー化を推進するために、地区別バリアフリー基本構想において特定事業等を設定します。事業設定後、各施設設置管理者等が作成する特定事業計画にしたがって事業を実施することで、着実なバリアフリー化の推進を図ります。

（２）生活関連経路のバリアフリー化の推進

市が管理する道路については、本基本構想で定める生活関連経路を含めた「道路のバリアフリー整備計画（令和４年８月策定）」に基づき、具体的な取組みを進め、市内全域でのバリアフリー化を図っていきます。また、信号機等のバリアフリー化については公安委員会と相互連携を図りながら推進していきます。

4.2　バリアフリー化に関する主な基準等

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合、及び関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 0-1　バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和６年 12 月改正
	道　　路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車輌停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和３年３月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和３年１月改正
	公　　園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和６年 11 月改正
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 令和６年６月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和６年 11 月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和５年３月改正
	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和６年９月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン　バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和７年９月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン　バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和７年９月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン　バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和７年９月改訂
		駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン	国土交通省 令和４年７月
	道　　路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和６年１月
	公　　園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和４年３月改訂
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和７年５月改正
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン	国土交通省 令和５年３月
	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国土交通省 令和４年３月
条例等	公共交通・道路 公園・建築物等	千葉県福祉のまちづくり条例	千葉県 令和７年３月改正
		千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	千葉県 平成 30 年 10 月改訂
	道路	県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	千葉県 令和３年 10 月改正
		千葉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	千葉市 平成 24 年 12 月
		歩行空間整備マニュアル ～安全で快適な歩行空間の整備～	千葉市 令和６年４月改訂
		視覚障害者誘導用ブロックの敷設基準	千葉市 平成 31 年４月
		千葉市歩行空間のベンチ設置計画	千葉市 令和７年６月改定

種別	項目	名称	所管など/作成年月
条例等	都市公園	千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉県 令和7年4月改正
		千葉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉市 平成24年12月
	建 築 物	千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針	千葉県 平成17年3月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	千葉県 令和5年5月改正

＜コラム：合理的配慮の提供の義務化について＞

令和3年の障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から**事業者にも合理的配慮※の提供が義務化**されることになりました。

高齢者や障害者等も含めた全ての市民が社会活動に積極的に参加・貢献できるための共生社会を実現していく上で、市民や施設設置管理者、施設の従業員等のそれぞれが障害を理解し、協力し、互いの人権を認め合うことが重要です。

合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

［参考］内閣府・リーフレット

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

※合理的配慮とは…

障害のある人から社会的障壁を取り除いてほしいという意思表明があった場合に、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮（負担が重すぎない範囲で対応）のこと。重すぎる負担がある場合でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることを指します。

４.３　バリアフリー化に向けた配慮事項

高齢者や障害者等を含む全ての人が利用しやすい施設の整備に向けて、バリアフリーマスタープランにおいて、『バリアフリー化の促進に向けた配慮事項』が示されています。

本地区別バリアフリー基本構想では、その内容をもとに、令和６年度実施したまち歩き点検ワークショップや子育て世代アンケート調査結果から地区特性を踏まえ、バリアフリー化に向けた配慮事項を整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。また、整備にあたり施設設置管理者間の連携や整備手法の検討が必要な事業についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化に配慮した整備の推進に努めるものとします。あわせて、人による対応や心のバリアフリーなどのソフト施策の推進を図ります。

なお、今後の社会情勢等の変化により、配慮すべき事項等がさらに多様化していくことが予測されるため、国の動向等を踏まえ、これら以外の事項等についても留意していく必要があります。

（1）公共交通のバリアフリー化

1）旅客施設（鉄軌道駅）

表 0-2　旅客施設（鉄軌道駅）の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する（平均乗降客数3,000 人/日以上の駅は全て整備済み）。
	階段周辺など動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる経路に配慮して視覚障害者誘導用ブロックを配置する。
	視覚障害者誘導用ブロックはJIS 規格に合わせたものとする。輝度比を確保し、滑りにくい材質とする。
② 上下移動	エレベーターは、障害者やベビーカー利用者が利用しやすい構造とする（十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、開閉する側の扉を具体的に知らせる音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
	階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	階段の踏面は滑りにくい仕上げとする。
	階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸く処理する。
③ ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置する。
	ホームの幅員が狭い箇所には、車椅子使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
	高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。
④ 券売機等	車椅子使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。
⑤ トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。
	温水が使えるオストメイト対応設備を設置する（車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ）。また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。
	異性介助等に配慮したトイレを設置する（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）。
	施設の規模や特徴に応じて、キッズトイレを設置する。
	一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、JIS 規格に沿って統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。
	便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。
	便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑥ 案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を確認しやすい位置に設ける。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	ホームに車両内の優先席や車椅子・ベビーカースペース等の場所がわかるような表示を行う。

項目	共通の配慮事項
⑦ その他設備	大規模な旅客施設においては、授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置する。
⑧ 人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	タッチパネルが利用できない視覚障害者、インターホンが利用できない聴覚障害者等に対し、無人駅における障害者等への対応方法を検討する。
	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育・研修を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。また、筆談用具は利用者から要望を受けた際にすぐに取り出せる場所に保管する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

※下線部分は市民意見が多く出たもの

● 参考：旅客施設のバリアフリー化

図 0-2　ホーム柵

図 0-3 ホーム柵

図 0-4 内方線付点状ブロック

2）バス

表 0-3　バスの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 車両	ノンステップバスなど、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
② バス乗降場・停留所（道路管理者と連携）	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。
	駅前広場では、駅出入口から各停留所まで連続した上屋（幅員 2.5m 以上が望ましい）を設置する。
	バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。
	バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（特に駅前広場について正着性に考慮した構造とする。）
③ 案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（乗場案内・わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記、音声案内、デジタルサイネージなど）。
	案内設備や停留所の柱等が利用者の動線を阻害しないよう配置に留意する。
	バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④ 人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。
	バス停では、車外に向けてわかりやすく行き先のアナウンスを行う。
	車椅子使用者のみでなく、ベビーカー利用者等の多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への周知・啓発を行う（ベビーカー利用者、車椅子使用者へのマナー・ルールの周知、乗客のベビーカー利用者・車椅子使用者への理解促進）。

※下線部分は市民意見が多く出たもの

● 参考：旅客施設のバリアフリー化

図 4-5 ノンステップバス

図 4-6 バリアフリー化されたバス停留所

3）タクシー

表 0-4　タクシーの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 車両	車椅子使用者等も利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。
② 乗降場（道路管理者と連携）	多様な利用者が使いやすい乗降場を整備する（平坦部の確保、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造、わかりやすい動線、上屋の設置、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置等）。
③ 人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

※下線部分は市民意見が多く出たもの

（2）道路のバリアフリー化

地区の幹線的な道路については、道路移動等円滑化基準への適合を目指したバリアフリー化を進める必要がありますが、基準に適合することが困難な道路においても、ハード・ソフト両面からバリアフリー化に向けて可能な取組みを行い、歩行者の安全性・利便性の確保を図ります。

1）歩道のある道路

表 0-5　歩道のある道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、市の関連するマニュアル等を勘案し、可能な限りバリアフリー化に配慮する。
	車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。
	がたつきの発生しにくい舗装材を採用する。
	歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車椅子使用者が円滑に通行できるもの（段差1cm）にする。
	雨水ます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。
	バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。
	交差点部や生活関連施設付近などを中心に、歩道の幅員等を考慮し、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
	視覚障害者誘導用ブロックは極力直線的に敷設する。
	必要に応じて濃い色の側帯を設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。
	駅前広場では、多様な利用者が使いやすい乗降場（車椅子使用者が乗降しやすい構造、ベンチの設置、わかりやすい案内など）や、駅出入口からバス乗降場・停留所、タクシー乗降場、障害者専用乗降場等まで連続した上屋（幅員 2.5m 以上が望ましい）を設置する。
	駅前広場の障害者専用乗降場は、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とし、障害者用である旨が見やすい表示設置に努める。
	歩車道境界に設置する門型や柱状の車止めは、弱視の人でも認識できる色や、接触時の衝撃を軽減するような弾性素材を用いるなど配慮する。
	歩道橋のエレベーターは、障害者やベビーカー利用者が利用しやすい構造とする（十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、開閉する側の扉を具体的に知らせる音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
② 安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の附属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	自転車走行空間を整備し、自転車と歩行者が分離された安全な歩行空間を確保する。
③ 案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
	駅前広場の目につきやすい場所に、駅前広場の構造を総合的に示す案内設備の設置を推進する。
④ 維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、雑草や植栽の枝の除去などの維持管理に配慮する。

項目	共通の配慮事項
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤ 人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する（PR シートの貼付等）。
	自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

※下線部分は市民意見が多く出たもの

2）歩道のない道路

表 0-6　歩道のない道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 整備	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	雨水ます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。
② 安全対策	路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。
	電柱や街灯、案内サイン等の附属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
③ 案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④ 維持管理	舗装や案内設備、路側帯の雑草の除去などの維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤ 人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

※下線部分は市民意見が多く出たもの

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料など）

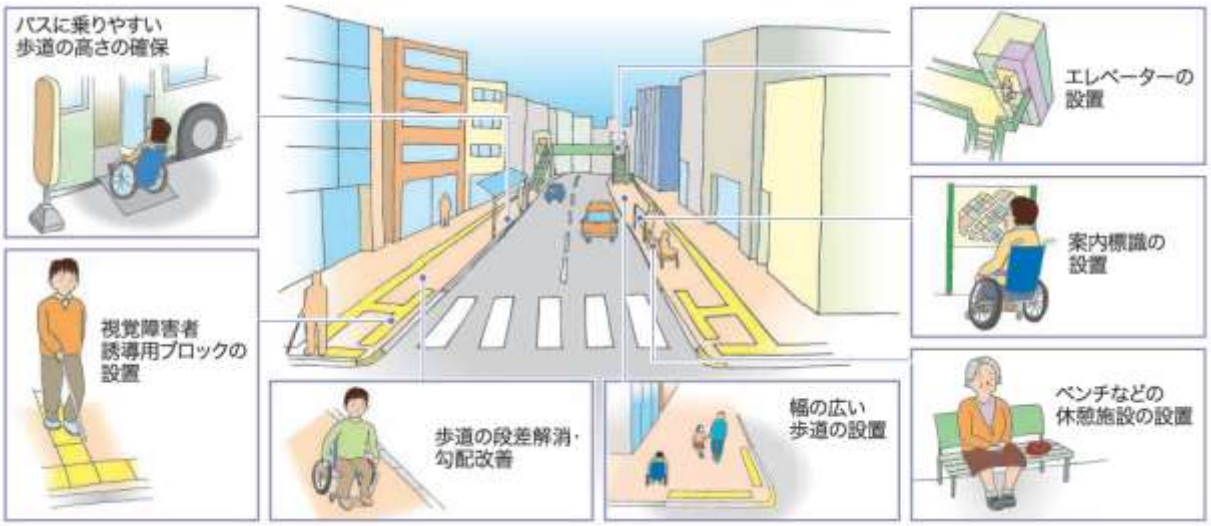

図 0-5　道路のバリアフリー化

図 0-6 バリアフリー化された歩道

図 0-7 生活道路での安全対策
（コミュニティ道路）

図0-8 歩道のない道路での
安全対策（路側帯のカラー舗装）

（3）建築物のバリアフリー化（駐車場を含む）

表 0-7　建築物の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建築物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車椅子使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する（80cm 以上）。
② 建築物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120cm 以上）。
	主要な通路に段差がある場合は、スロープ（1／12 以下）を設置するなどして段差を解消する。なお、高さが 75cm を超える場合には、高さ 75cm 以内ごとに踊場を設ける。
	主要な通路は高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。
	階段手前やエレベーター前など主要箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
③ 上下移動	2 階以上の建築物には、障害者やベビーカー利用者が利用しやすい構造のエレベーターを設置する（十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、開閉する側の扉を具体的に知らせる音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
	階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸く処理する。
④ トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。
	温水が使えるオストメイト対応設備を設置する（車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ）。また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。
	異性介助等に配慮したトイレを設置する（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）。
	施設の規模や特徴に応じて、キッズトイレを設置する。 ※高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準において、定められていない内容
	一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、JIS 規格に沿って統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。
	便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。
	便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤ 客室（宿泊施設）	床面積 2,000 ㎡以上かつ、客室総数が 50 以上のホテル又は旅館を新築、増築、改築又は用途変更する場合は、施設規模に応じて、車椅子使用者用客室を設ける。
	車椅子使用者用客室内または同じ階の共用部に、車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すりなど）。
	車椅子使用者用客室内の浴室、共用の車椅子使用者用浴室などは、車椅子使用者が円滑に利用できるように配慮する（開閉しやすい扉、十分な広さ、浴槽・シャワー・手すりの適切な配置など）。
	車椅子使用者に配慮し、客室の扉は自動扉や引き戸等の容易に開閉して通行できる扉とし、通行に十分な幅（80cm 以上）を確保する。
	客室内や浴室内は高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。
	緊急時、聴覚障害者が外部に向けて発信でき、連絡が取れるツールを設ける。

項目	共通の配慮事項
⑥ 駐車場	施設規模に応じ、出入口に近い水平な場所に十分な広さの障害者等用駐車ます（幅350cm以上、車両後方から車椅子の乗降が可能な奥行き）を屋内、または屋根・庇などのある場所に複数設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
	三輪自転車等の一般の駐輪ラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。
	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦ 案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備、建築物内の案内施設等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	歩道等から出入口の位置がわかる音声案内を設置する（シグナルエイドに対応）。
	インターホン、トイレ、エレベーター等に音声案内や点字表示を設置する。
	色の違いがわかりにくい人や、色の違いによってイメージが伝わりやすい知的障害者等がいることに留意し、案内表示の色づかいを工夫する（トイレの男女マークなど）。
	市役所や病院などの受付で順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。
⑧ その他設備	受付や記入台、テーブル、案内板などは、車椅子使用者が接近しやすい構造とする。
	貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内を表示する。
	障害者等の施設利用における支援ツールを提供し、案内を表示するとともに、ホームページでの情報提供を行う。
	おむつ交換台や授乳室（十分な広さ及びプライバシーが確保され、男性も利用しやすい）、ベンチ、バリアフリー対応の水飲み場を設置する。
⑨ 人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。
	障害者等の利用設備の前に物を置いたりしないよう、適切な運用を行う。
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。
	職員は障害者等の施設利用における支援ツールの設置状況、使い方等を十分に理解し、による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。

※下線部分は市民意見が多く出たもの

● 参考：建築物のバリアフリー化

（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか）

赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

①出入口・敷地内通路

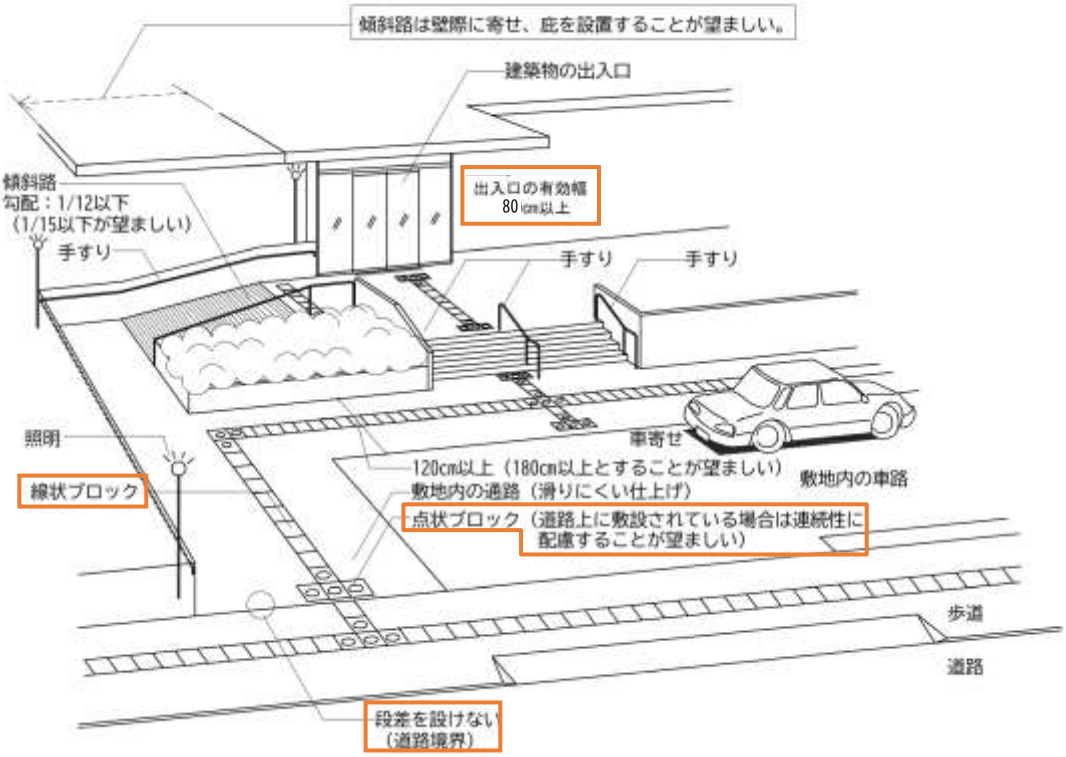

図 0-9 出入口・敷地内通路のバリアフリー化

②建築物内通路

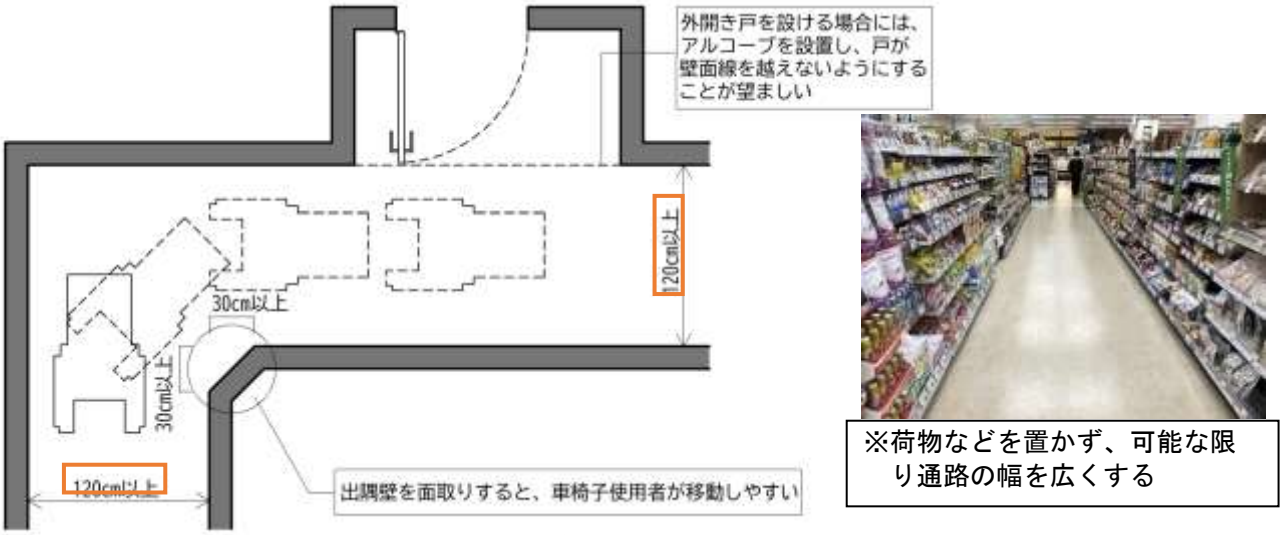

図 0-１０　建築物内通路のバリアフリー化

③上下移動

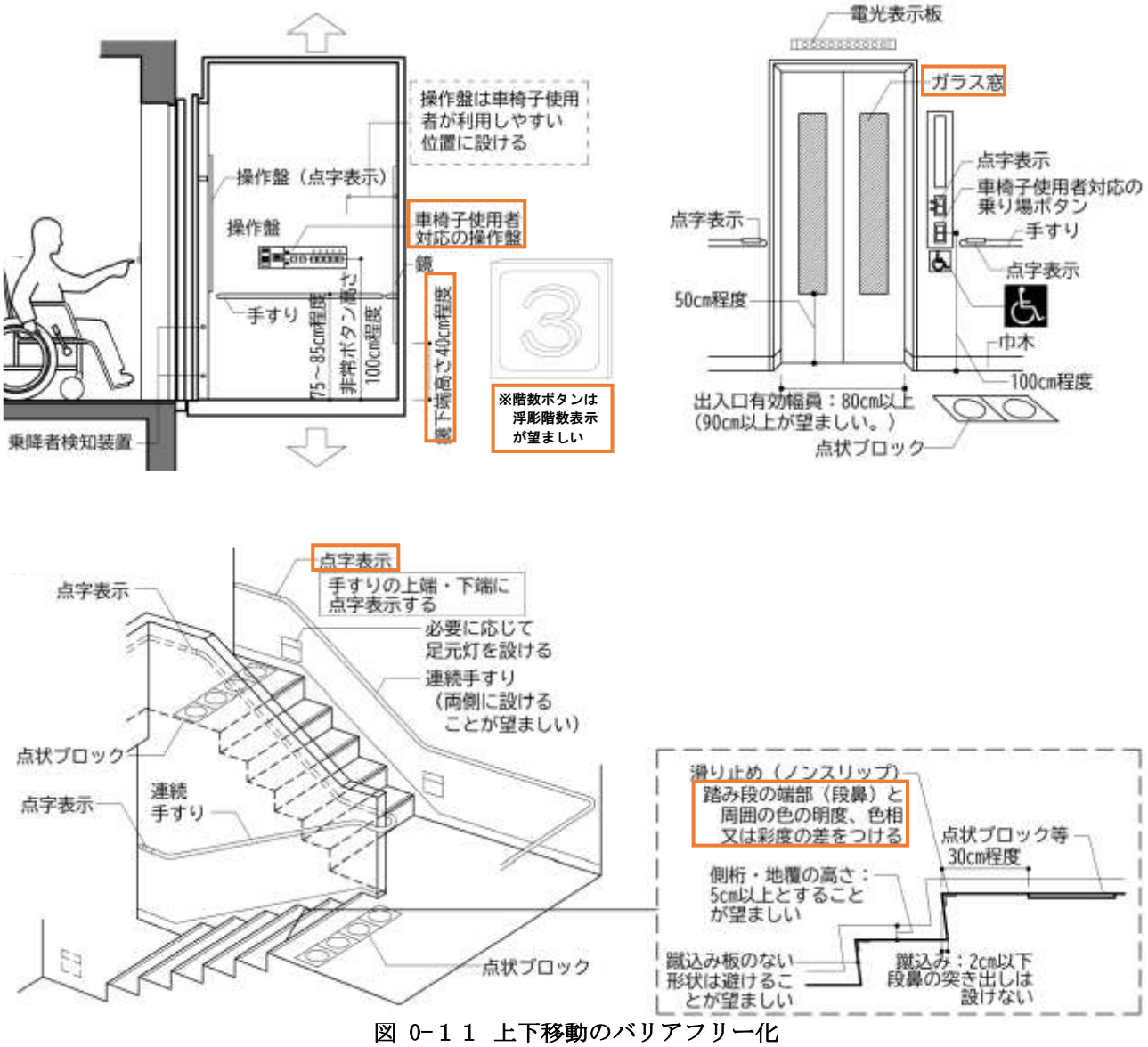

図 0-１１　上下移動のバリアフリー化

④トイレ

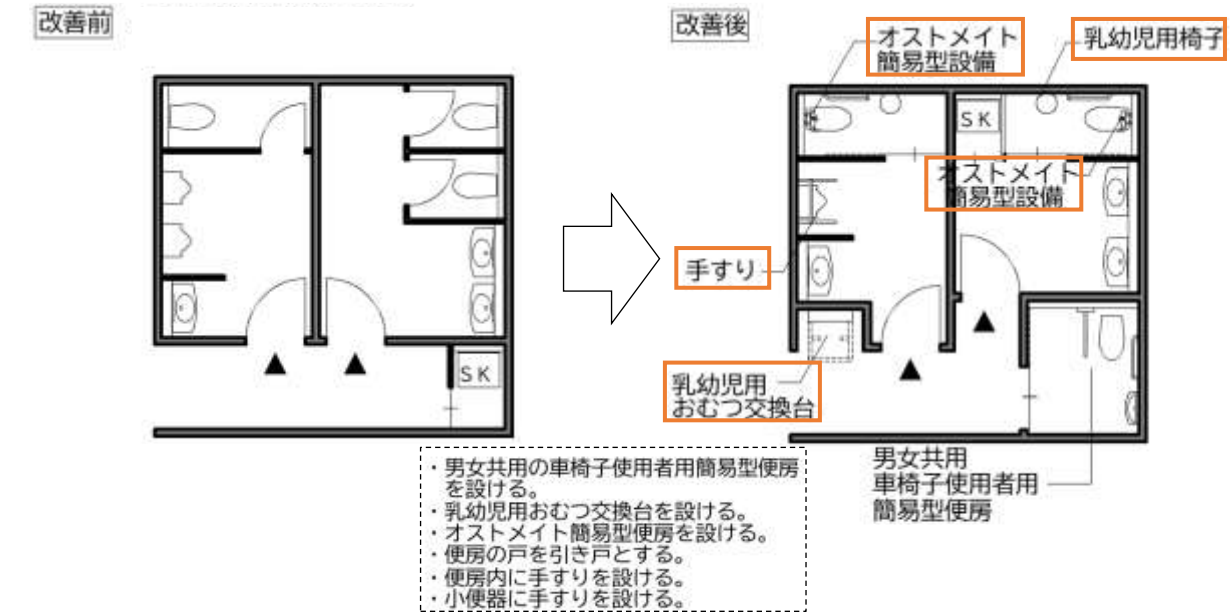

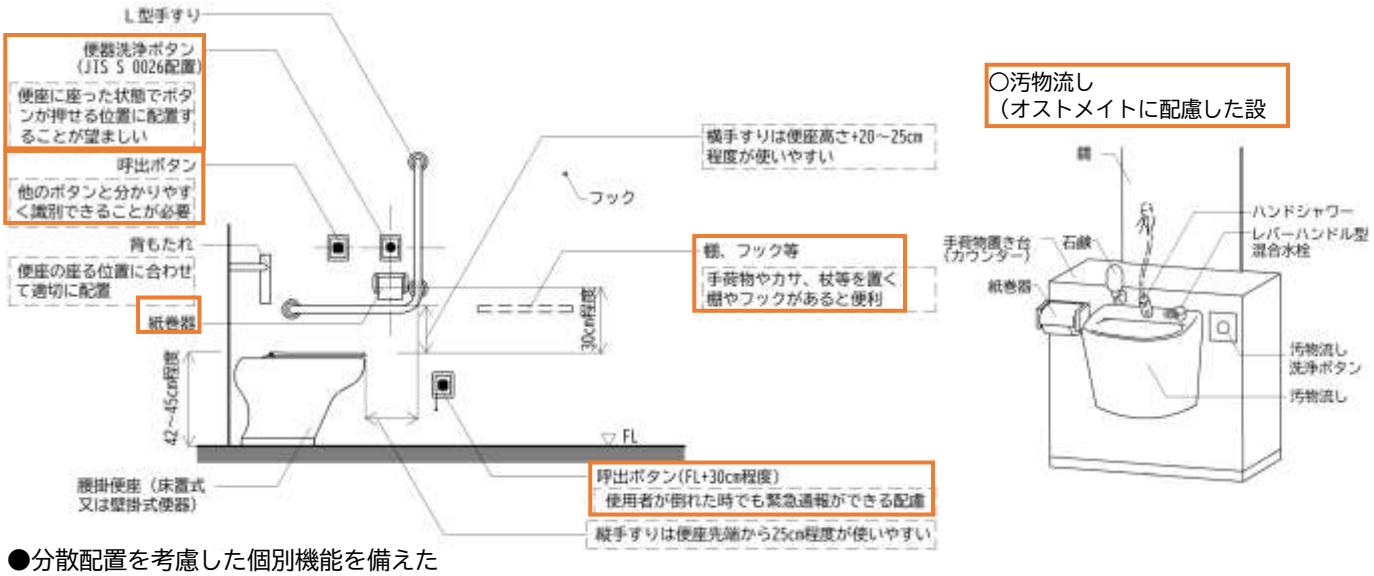

●分散配置を考慮した個別機能を備えた

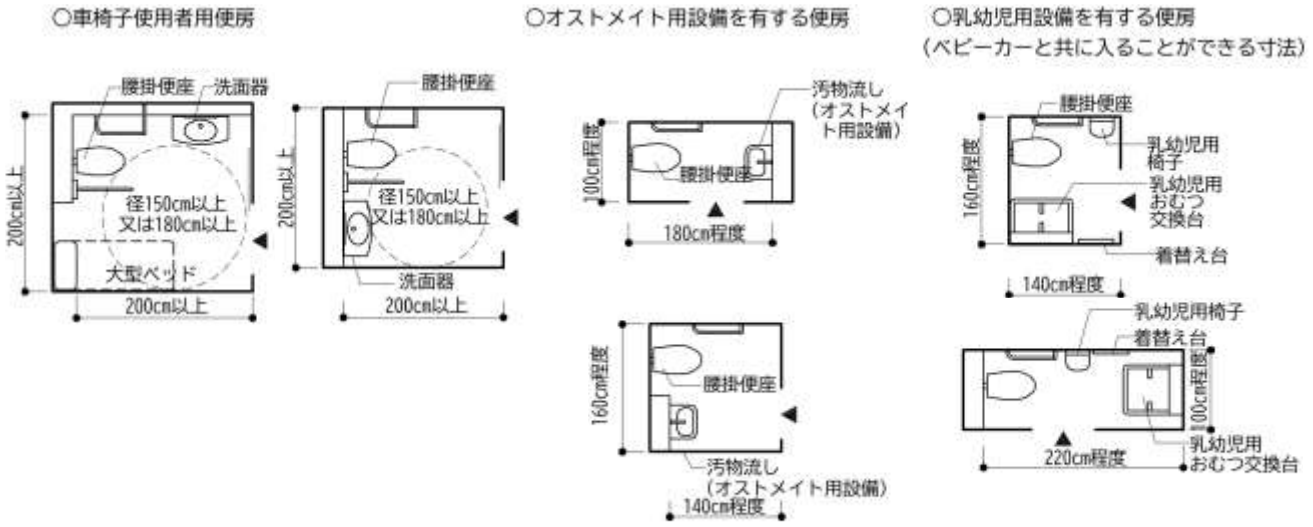

図 0-１２ トイレのバリアフリー化（車椅子対応・機能分散）

⑤客室

図 0-１３ バリアフリールーム

図 0-１４ 浴室・トイレ

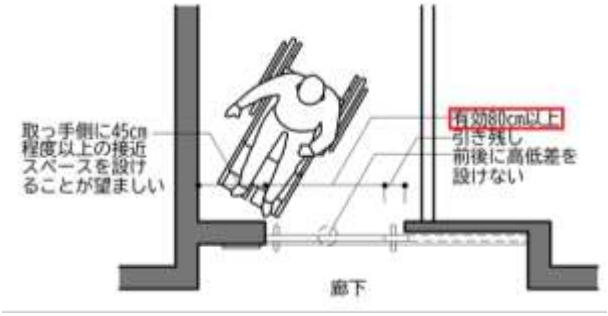

図 0-１５ 出入口（引き戸）

⑤駐車場

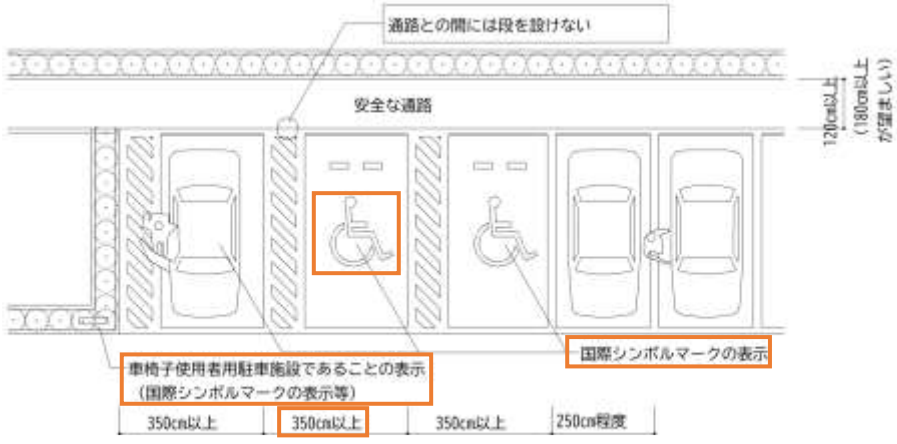

図 0-１６　駐車場のバリアフリー化

⑥案内設備

図 0-１７ ピクトグラムによる案内

図 ４-１８ 触知図や音声による案内

図0-１９ 総合案内（人による対応）

⑦その他設備

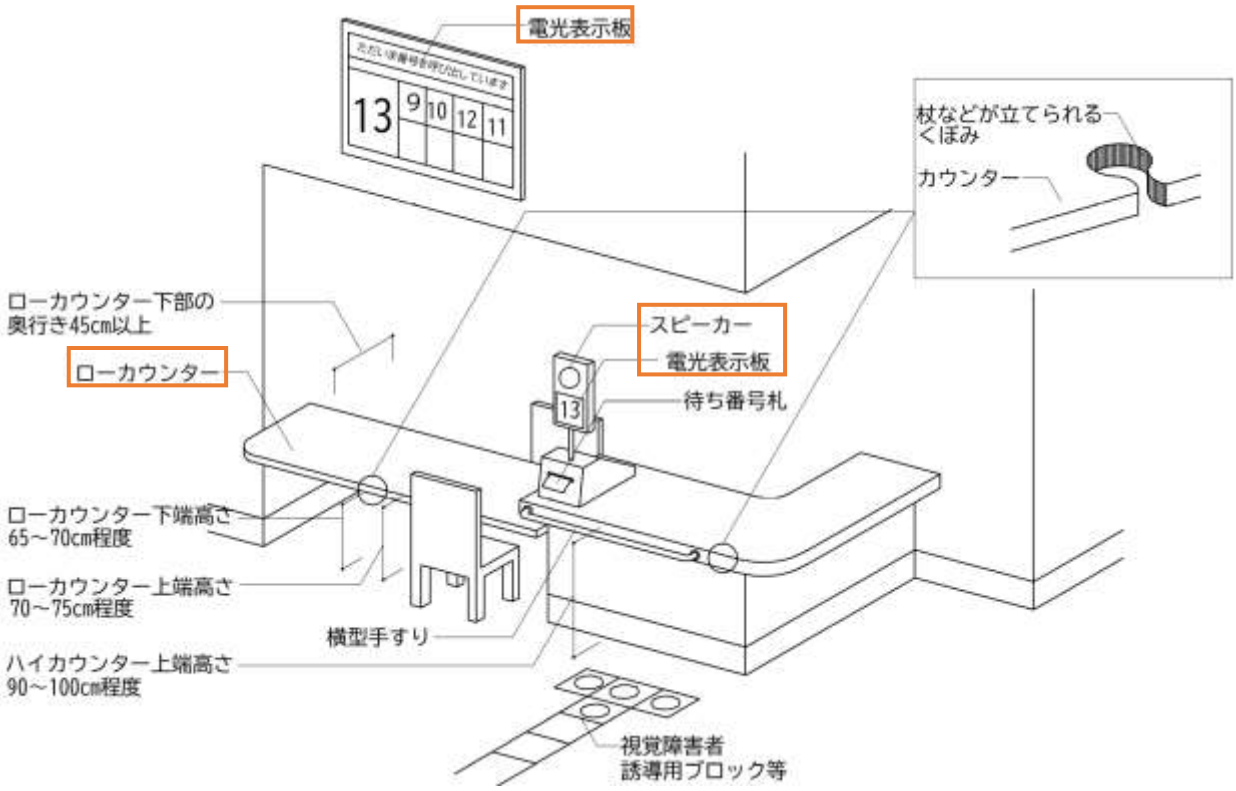

図 0-２０ 窓口・カウンターのバリアフリー化

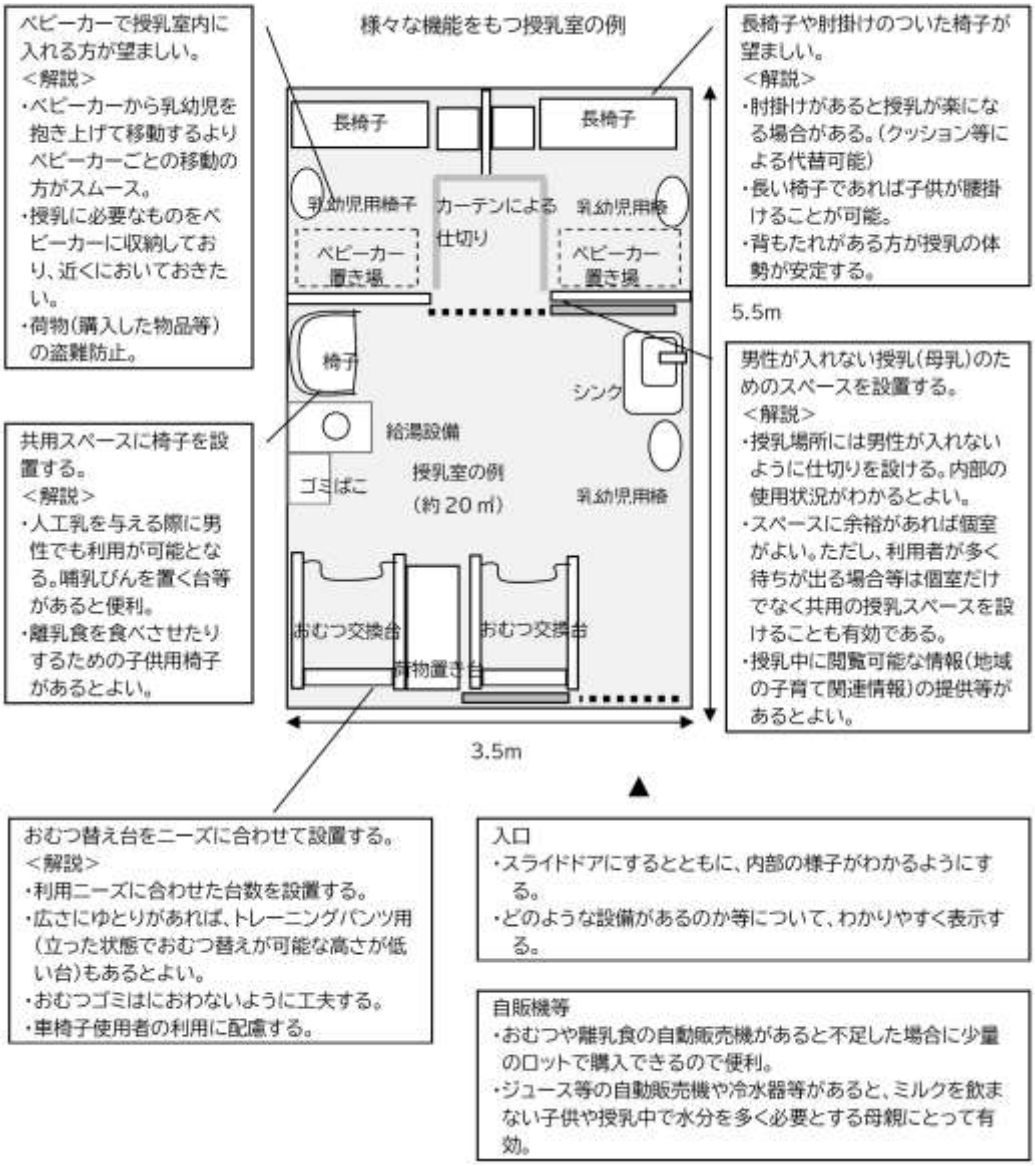

図 0-２１　授乳室のバリアフリー化

⑧人的対応・心のバリアフリー

図 0-２２　耳マーク

図 0-２３ 筆談用具

図 0-２４ コミュニケーション支援ボード
(千葉市図書館 HP より)

（４）交通安全（信号機等）のバリアフリー化

表 0-８　交通安全（信号機等）の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
	主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。
	高齢者、障害者等が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。
	標識、標示の高輝度化や信号機の LED 化により見やすさを向上する。
② 安全対策	【歩道のない生活道路】 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。
③ 人的対応・心のバリアフリー	自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

※下線部分は市民意見が多く出たもの

● 参考：信号機等のバリアフリー化

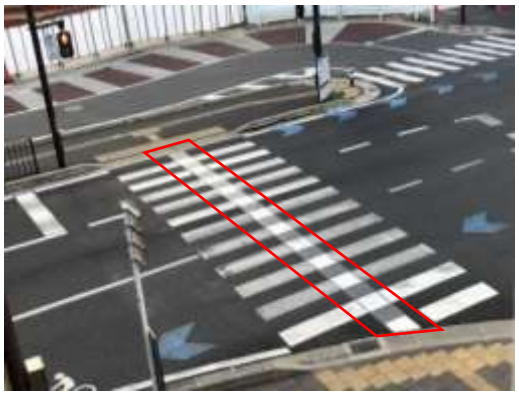

図 0-２５ エスコートゾーン

図 0-２６　経過時間表示式信号機

第５章　ＪＲ/モノレール都賀地区における特定事業

生活関連施設及び生活関連経路、バスやタクシーなど車両等のバリアフリー化に関する特定事業の主な内容は以下のとおりです。5-3 頁以降に特定事業毎の詳細を示します。

特定事業の主な内容

○ 公共交通特定事業

鉄軌道駅のバリアフリー整備（可動式ホーム柵、案内設備等)、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入　等

可動式ホーム柵の設置等

ノンステップバスの導入

○ 道路特定事業

視覚障害者誘導用ブロックの設置、
歩道の段差の解消　等

視覚障害者誘導用ブロックの設置

歩道の段差解消

○ 建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置等による段差解消、
トイレのバリアフリー化　等

建築物内のエレベーター設置等の段差解消

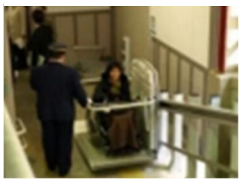

トイレのバリアフリー化

○ 交通安全特定事業

バリアフリー化のために必要な信号機、
道路標識又は道路標示の設置　等

バリアフリー化のために必要な信号機

（音響式信号機
残り時間のわかる信号機）

（写真：国土交通省資料より）

◆ **実施時期について**

特定事業の実施時期は以下のとおりです。

短中期：令和８～12 年度

長期　：令和 13 年度以降

表記の例

（例）継続的に実施していく事業
※主にソフト事業

短中期	長期	継続
		●

（例）短中期に実施する事業

短中期	長期	継続
●		

（例）長期的に実施する事業、又は検討する事業

短中期	長期	継続
	●	

5.1 公共交通特定事業

（1） 鉄軌道

JR 都賀駅（事業主体：東日本旅客鉄道株式会社）

事業内容

項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	エレベーターや車椅子使用者用トイレは、必要な人が使えるよう啓発する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育・研修を実施する。			●
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。また、筆談用具は利用者から要望を受けた際にすぐに取り出せる場所に保管する。			●
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。			●

モノレール都賀駅（事業主体：千葉都市モノレール株式会社、千葉市）

事業内容				
項目	**事業内容**	**実施時期**		
		短中期	**長期**	**継続**
通路	視覚障害者誘導用ブロックは JIS 規格への適合を大規模改修時に検討する。その際は輝度比を確保し、滑りにくい材質とする。		●	
	下記について今後検討する。 改札前のベンチの増設を検討する。		●	
	大規模改修時に下記を検討。 チャージ機への視覚障害者誘導用ブロックのずれの解消を検討する。		●	
上下移動	大規模改修時に下記を検討。 階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。		●	
	手すりの両側に点字プレートを設置する。	●		
ホーム	内方線付点状ブロックを設置する。		●	
	ホームの幅員が狭い箇所には、車椅子使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。			●
券売機等	蹴込みについては大規模改修時に検討。 見やすい(反射しない)タッチパネルについては券売機更新時に検討。		●	
	大規模改修時に下記を検討。 券売機等の並び列に「足あとマーク」の設置を検討する。		●	
トイレ	大規模改修時に下記を検討。 便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。		●	
	大規模改修時に下記を検討。 便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。		●	
	大規模改修時に下記の必要性を検討。 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。		●	
案内設備	下記について今後検討する。 バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を確認しやすい位置に設ける。		●	
	下記について今後検討する。 改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。		●	

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
	また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。			
	下記について今後検討する。 可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。		●	
その他設備	大規模改修時に下記を検討。 大規模な旅客施設においては、授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置する。		●	
	大規模改修時に下記を検討。 窓口の受付カウンターの高さの改善を検討する。		●	
人的対応・ 心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育・研修を実施する。			●
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。また、筆談用具は利用者から要望を受けた際にすぐに取り出せる場所に保管する。			●
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。			●

（2） バス

バス（事業主体：京成バス株式会社）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
車両	ノンステップバスなど、バリアフリー化された車両への代替を促進する。			●
バス乗降場・停留所（道路管理者と連携）	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。			●
案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（乗場案内・わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記、デジタルサイネージなど）。			●
	案内設備や停留所の柱等が利用者の動線を阻害しないよう配置に留意する。			●
人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。			●
	バス停では、車外に向けてわかりやすく行き先のアナウンスを行う。			●
	車椅子使用者のみでなく、ベビーカー利用者等の多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。			●
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への周知・啓発を行う（ベビーカー利用者、車椅子使用者へのマナー・ルールの周知、乗客のベビーカー利用者・車椅子使用者への理解促進）。			●
	視覚障害者・聴覚障害者に対して、放送や人的対応等で必要な案内を行う。			●

バス（事業主体：京成バス千葉イースト株式会社）

※調整中

バス（事業主体：平和交通株式会社）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
車両	優先席をわかりやすくするため、カバーやマークの設置などを検討する。	●		
人的対応・心のバリアフリー	運転手の接遇向上、機器操作の習熟を図るため、継続的に研修を実施する。			●

（3） タクシー

タクシー（事業主体：千葉県タクシー協会、各タクシー事業者）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
車両	車椅子使用者等も利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。			●
乗降場（道路管理者と連携）	タクシー乗り場に看板を設置して、案内表示を行う。			●
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。			●

5.2 道路特定事業

（1） 道路

道路特定事業（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	**事業内容**	**実施時期**		
		短中期	**長期**	**継続**
整備、安全対策、維持管理	歩道の段差の解消（歩行路面の平坦性確保）	●		
	歩行環境の改善	●		
	歩道の透水性舗装化		●	
	傾斜路・階段の手すり及び端部の改善		●	
	駅自由通路（東口）へのエレベーター設置		●	
	必要に応じた照明灯の整備の検討	●		
	バリアフリー整備の維持及び向上			●
人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロックへの PR シートの設置			●
	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導			●
	道路利用者への道路のバリアフリー整備の啓発活動			●
備考				
道路のバリアフリー化のための施設・工作物の設置や道路改良について、道路のバリアフリー整備計画（令和4年に策定公表）に基づき、具体的な取組みを進める。				

5.3 建築物特定事業

（1） 公共施設

若葉区役所（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
出入口・敷地内通路	1 階玄関前の広場の舗装材を視覚障害者や車椅子使用者にも使いやすいように改修を検討する。	●		
建物内通路	建物内通路の視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置する。	●		
上下移動	エレベーターのバリアフリー化を検討する。		●	
	階段の段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。	●		
トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレの改修を検討する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。		●	
	バリアフリートイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）の改修を検討する。		●	
	温水が使えるオストメイト対応設備を検討する（バリアフリートイレ又は一般トイレ）。		●	
	異性介助等に配慮したトイレの設置を検討する（バリアフリートイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）。		●	
	一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、JIS 規格に沿って統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台の設置を検討する。		●	
	便房の使用状況がわかりやすい表示の設置を検討する。		●	
	便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストの改修を検討する。		●	
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等の設置を検討する。		●	
	緊急用ボタンを床付近にも設置することを検討する。		●	
駐車場	施設規模に応じ、出入口に近い水平な場所に十分な広さの障害者等用駐車ます（幅 350cm 以上、車両後方から車椅子の乗降が可能な奥行き）を屋内、または屋根・庇などのある場所に設置することを検討する。		●	
	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。			●

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
	駐車場と施設出入口の高さに段差を設けるなど、視覚障害者等が駐車場に飛び出てしまわないよう対策を検討する。	●		
	駐車場と施設の境界沿いの目の粗いグレーチングについて、白杖や車椅子の前輪がはまらないよう対策を検討する。	●		
案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備、建築物内の案内施設 等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示の設置を検討する。		●	
	歩道等から出入口の位置がわかる音声案内の設置を検討する。		●	
	インターホン、トイレ、エレベーター等に音声案内や点字表示の設置を検討する。		●	
	色の違いがわかりにくい人や、色の違いによってイメージが伝わりやすい知的障害者等がいることに留意し、案内表示の改修を検討する。		●	
	呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法を検討する。			●
	床に案内用の矢印を設置するなど、わかりやすい案内誘導を検討する。		●	
	玄関付近に建物内を案内する音声案内装置設置を検討する。		●	
	建物内に視覚障害者が使いやすいよう視覚障害者誘導用ブロック・点字等の設置を検討する。		●	
その他設備	WEB アクセシビリティに配慮したホームページの更新・作成を行う。			●
	おむつ交換台や授乳室（十分な広さ及びプライバシーが確保され、男性も利用しやすい）、ベンチ、バリアフリー対応の水飲み場の設置を検討する。		●	
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。			●
	障害者等の利用設備の前に物を置いたりしないよう、適切な運用を行う。			●
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。			●

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
	職員は障害者等の施設利用における支援ツールの設置状況、使い方等を十分に理解し、案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。			●
その他	建物内の動線をわかりやすくする改修を検討する。		●	

東部市税事務所（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	**事業内容**	**実施時期**		
		短中期	**長期**	**継続**
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。			●
	障害者等の利用設備の前に物を置いたりしないよう、適切な運用を行う。			●
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。			●
	職員は障害者等の施設利用における支援ツールの設置状況、使い方等を十分に理解し、案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。			●

千葉西都賀郵便局（事業主体：日本郵便株式会社）

事業内容				
項目	**事業内容**	**実施時期**		
		短中期	**長期**	**継続**
人的対応・ 心のバリアフリー	障害者等の利用設備の前に物を置いたりしないよう、適切な運用を行う。			●
	職員は障害者等の施設利用における支援ツールの設置状況、使い方等を十分に理解し、案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。			●

都賀駅前郵便局（事業主体：日本郵便株式会社）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
人的対応・心のバリアフリー	障害者等の利用設備の前に物を置いたりしないよう、適切な運用を行う。			●
	職員は障害者等の施設利用における支援ツールの設置状況、使い方等を十分に理解し、案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。			●

（2） 集会施設

都賀コミュニティセンター（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
案内設備	現状の施設案内図に点字等を加える。	●		
その他設備	貸し出し車椅子のスペースにご自由に利用できることがわかる掲示物を掲示する。	●		
	WEB アクセシビリティに配慮したホームページの更新・作成を行う。			●

（3） 福祉施設

都賀いきいきセンター（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
人的対応・心のバリアフリー	障害者等の利用設備の前に物を置いたりしないよう、適切な運用を行う。			●
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。			●
	職員は障害者等の施設利用における支援ツールの設置状況、使い方等を十分に理解し、案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。			●

千葉市あんしんケアセンター桜木（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	**事業内容**	**実施時期**		
		短中期	**長期**	**継続**
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120cm 以上）。			●
人的対応・心のバリアフリー	障害者等の利用設備の前に物を置いたりしないよう、適切な運用を行う。			●
	職員は障害者等の施設利用における支援ツールの設置状況、使い方等を十分に理解し、案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。			●

（４） 保健施設・病院

若葉保健福祉センター（事業主体：千葉市）

※調整中

（5） 文化・教養・教育施設

若葉図書館西都賀分館（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建築物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
建物内通路	階段手前やエレベーター前など主要箇所に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
上下移動	共通の配慮事項等を考慮したエレベーターの設置を検討する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
	階段は両側に手すりを設け、行先の点字表示を検討。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸くする処理を検討する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
トイレ	共通の配慮事項を考慮したトイレのバリアフリー化を検討する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
案内設備	歩道等から出入口の位置がわかる音声案内の設置を検討する（シグナルエイドに対応）。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
	インターホン、トイレ、エレベーター等に音声案内や点字表示の設置を検討する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
その他設備	車椅子使用者が接近しやすい構造の受付や記入台の設置を検討する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
	貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内を表示する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
	障害者等の施設利用における支援ツールを提供し、案内を表示するとともに、ホームページでの情報提供を行う。			●
	おむつ交換台や授乳室（十分な広さ及びプライバシーが確保され、男性も利用しやすい）、ベンチ、バリアフリー対応の水飲み場の設置を検討する。（社会教育施設保全計画に基づく再整備の際）		●	
人的対応・心のバリアフリー	障害者等の利用設備の前に物を置いたりしないよう、適切な運用を行う。			●
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。			●

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短中期	長期	継続
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。			●
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。			●

（６） 大規模店舗

マルエツ新都賀店（事業主体：株式会社 マルエツ）

※調整中

西友都賀店（事業主体：株式会社 西友）

事業内容				
項目	**事業内容**	**実施時期**		
		短中期	**長期**	**継続**
建物内通路	階段手前やエレベーター前など主要箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	●		
上下移動	2 階以上の建築物には、障害者やベビーカー利用者が利用しやすい構造のエレベーターを設置する（十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、開閉する側の扉を具体的に知らせる 音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。		●	
トイレ	男性も乳幼児用設備を使用できるように配慮し、バリアフリートイレにおむつ交換台、男性用トイレにベビーチェアを設置する。	●		
	温水が使えるオストメイト対応設備を設置する（車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ）。また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。	●		
	異性介助等に配慮し、バリアフリートイレにカーテンを設置する。	●		
	キッズトイレ（場合によっては補助便座等）を設置する。	●		
案内設備	歩道等から出入口の位置がわかる音声案内を設置する（シグナルエイドに対応）。	●		
	インターホン、トイレ、エレベーター等に音声案内や点字表示を設置する。	●		
その他設備	障害者等の施設利用における支援ツールを提供し、案内を表示するとともに、ホームページでの情報提供を行う。			●

5.4 交通安全特定事業

（1） 信号機等

※調整中

5.5 教育啓発特定事業

教育啓発特定事業　（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	**事業内容**	**実施時期**		
		短中期	**長期**	**継続**
講演・研修	配慮が必要な人に関する正しい知識及び理解を促進するため、市職員向けの講演会や研修等を実施するほか、市民向けの福祉講話や講演の開催など、多様な人々への理解を広める。			●
啓発・広報	各種障害者に関するマークや障害者等用駐車ますの適正利用について、啓発・広報を行う。			●
体験	学校教育や生涯学習を通じて、介助体験やパラスポーツ体験に取り組むなど、あらゆる世代で高齢者や障害者への理解を深めるとともに、バリアフリーに対する意識を高める。			●
備考				
千葉市障害者計画等の関連計画との連携を図り事業を推進する。				

5.6 その他事業

※調整中

第６章　基本構想の実現に向けて

6.1　特定事業計画の作成

バリアフリー法において、地区別バリアフリー基本構想で定めた特定事業については、事業を位置づけた施設設置管理者等が特定事業計画を作成し事業を推進することとされています。

特定事業計画の作成にあたっては、目標年次に向けて事業の進捗管理ができるよう、施設設置管理者等の計画を市が共通のフォーマットでとりまとめ、共有できるように配慮します。

6.2　施設設置管理者間の連携

特定事業を推進していく上では、個々の施設におけるバリアフリー化だけではなく、面的・一体的に移動の連続性を確保していくことが重要です。

例えば、道路と建築物との視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保や、鉄道・バス等の交通結節点における連続性の確保が挙げられます。また、視覚障害者誘導用ブロックなどのハード面だけではなく、案内誘導等のソフト面でも、必要に応じて施設設置管理者間が連携し、移動の連続性を図ることも効果的なバリアフリー化を進める上で重要です。

6.3　基本構想策定後の市民参加

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたっては、多様な市民参加の機会を設け、より多くの市民意見を聴取し、合同意見交換会にて市民と施設設置管理者等の相互理解を図られるよう取組んできました。

この貴重な経験を踏まえ、地区別バリアフリー基本構想策定以降も、市民参加の機会を探りながら、重点的なバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。

6.4　基本構想の段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）

地区別バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定以降も、市が特定事業計画の内容やその進捗状況の定期的な確認を行い、必要に応じて千葉市バリアフリー基本構想推進協議会へ報告、並びに地区別バリアフリー基本構想の見直しに向けた調査審議等を行います。

バリアフリーマスタープランの最終年度（令和 12 年度（2030 年度））には、特定事業の進捗状況や社会情勢の変化、バリアフリーをとりまく環境、技術、人々の意識等を踏まえた新たな課題に対する検討を加え、内容の見直しや、必要に応じて改定を行い、引き続きバリアフリー化の継続的な発展を図っていきます。

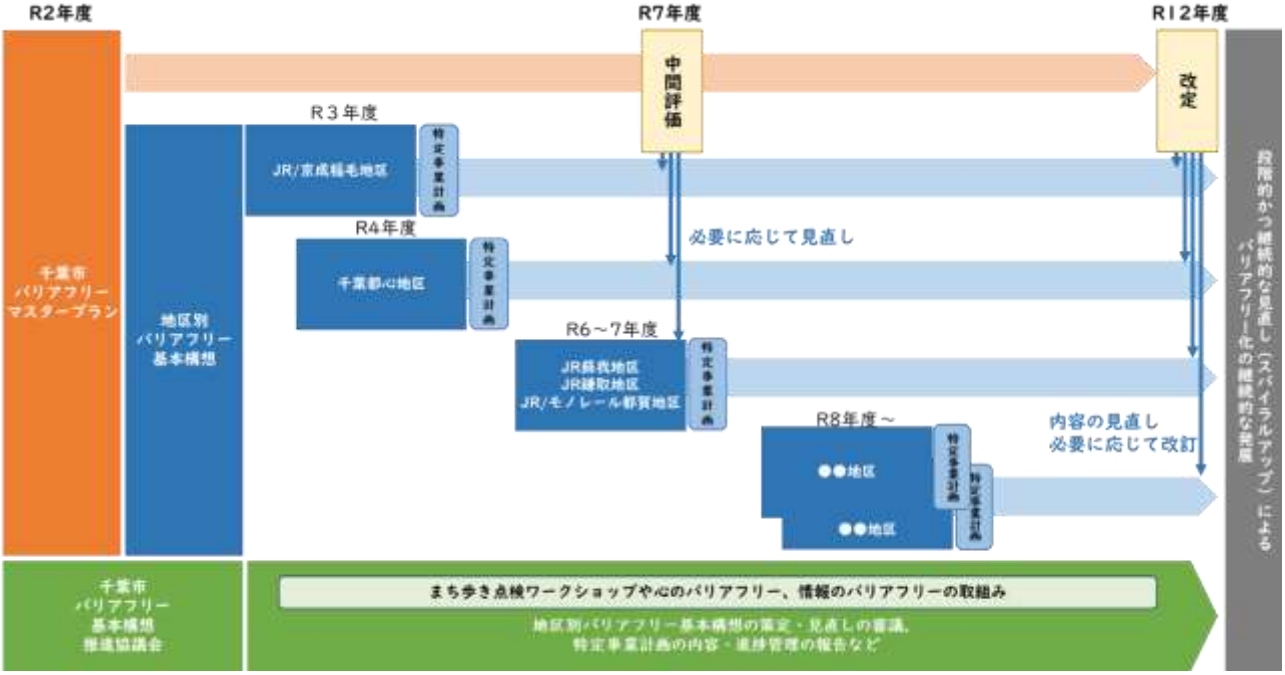

図　6－1　地区別バリアフリー基本構想のスパイラルアップ概念図